

政策資料

No.253

《復刊148号》
1987年10月1日

巻頭言 安恒良一1

特 集

もう一つの日本と世界=21世紀への社会
経済転換計画・第一次草案=.....2

資 料

- 当面の政策運営及び1988年度予算編成
に関する申し入れ.....33
- 党の基本政策に関する.....37
- 1988年度地方財政対策等に関する申し
入れ.....40
- 申し入れ（北炭真谷地炭鉱の閉山につ
いて）.....42
- 「87年度防衛白書」についての抗議
談話.....43

- 被抑留者等に対する特別給付金の支給
に関する法律案.....44
- 被抑留者等に対する特別給付金の支給
に関する法律案要綱骨子.....47
- 外国人登録法の一部を改正する法律案.....49
- 外国人登録法の一部を改正する法律案
要綱.....51
- 社会・公明両党党首会談合意事項.....52

今日の焦点

「経済白書」を読んで.....53

日本社会党政策審議会



現実と期待——

四全総の交通体系

安恒良一

政策審議会副会長

経済大国と諸外国から羨望の目で見られる我が國も、足元の国民の生活基盤は余りにも貧弱で、暮しやすいと言うにはほど遠い。政府が七月に決定した、いわゆる四全総は、二一世紀を目前にひかえた我が國の国土開発の方向を示す意味で重要な役割をもつが、開発の目標である東京一極集中を是正する多極分散型の国土形成が実現できると信ずる国民は、おそらくいないのではないだろうか。

多極分散型の国づくりは、交通体系の整備に負うところが大であり、四全総も三全総に比べ多くの紙数をこれに割いている。しかし、高規格幹線道路網を中心とする道

路整備、コムьюーター航空推進のための小型空港、ヘリポートの整備などが大きくとりあげられている反面、国民が日常利用する鉄道になると、一転してトーンダウンし、複々線化、列車増発、新駅増設、速度向上など、なんとも小じんまりした既設線の改良にとどまっている。その中で唯一新線建設であげられているのは、東京の常磐新線や都心部環状地下鉄である。

実は、鉄道整備は道路など他の交通投資と異なり、自前の財源を持たないから、事業者が公的助成を得つつ建設を行つてきた。従つて、建設費の巨額化は直接事業者の損

れは鉄道のみならず全事業における現制度下の現実ではないか。四全総がこれを放任してしまつてゐるでは期待としての多極分散型の国土形成は絵空事でしかない。かつて、運輸省も、また我が社に使うべく特別会計構想が議論されたことがある。いずれも目のを見に至らなかつたが、狭小過密の我が國の国土の均衡ある発展のためには、道路だけではなく、鐵道建設の意欲を失わせてしまうことになる。これは、今後の都市交通の整備にとって重大な問題である。それでも、東京は民活など工夫次第でその打開の途がなくはないかも知れないが、輸送量の少ない他都市では深刻な問題となることは間違いない。また地方圏では、いまだ時速六〇キロ前後の低速特急列車が在来幹線を走つており、線形改良などの速度向上は至上命題であるが、その実行となるとさらにあやしくなる。

つまり、全国的な手詰り状態の中で、少しは実現の余力をもつ東京とそうでない地方との格差、こ

かつて、運輸省も、また我が社に使うべく特別会計構想が議論されたことがある。いずれも目のを見に至らなかつたが、狭小過密の我が國の国土の均衡ある発展のためには、道路だけではなく、鐵道も空港も、そして港湾も含めた陸海空の調和ある整備が、いまこそ望まれていると言えないだろうか。折しも、日本航空民営化法案の審議の際、日本航空の株売却益の使途を運輸関係の費用に特定せよとの超党派の要求がなされたが、交通投資の直面する困難な事情を映じたものと言つてよい。四全総では暮しやすい、便利な国づくりが期待できない、とすれば、運輸交通行政の抜本的な新制度を党が主導権をとつて確立し、国民の期待に応える責任を一層痛感するこの頃である。

(やすつねりよういち・参議院議員)

特集

もう一つの日本と世界

一一一 世紀への社会経済転換計画・第一次草案||

日本社会党第四回全国政策研究集会

(一九八七・九・一一～一二、箱根プリンスホテル)

目

ホテル次

I もう一つの生活、もう一つの日本と世界	4
1 いま歴史的転換のとき・歪んだ日本を変える	4
2 大いなる転換・私たちの理念	5
(1) 「産業のための人間」から「人間の産業・経済」へ	5
(2) 「友人をもたない日本」から「世界を友人とする日本」へ	5
(3) 「人間性喪失の社会」から「人間の豊かさの社会」へ	5
3 国民の力で新しい設計図をつくる	6
II 社会経済の転換・われわれの設計図	7
(I) 転換のための七つの目標	7
(1) 公共財としての土地政策・総合的対策の確立	14
(2) 新しい産業政策、産業構造の展望	14
(3) これからの産業構造	14
(4) 完全雇用と産業政策の一体化	14

地域経済活性化を支える産業政策

長期エネルギー政策

中小企業対策

農業改革

森林（みどり）を守り、育てる

海洋の平和利用と漁業の振興

4 財政・税制・金融の方向を変える

内需主導・「生活の質」重視の財政戦略

公正な税制の実現・公平な負担

内需拡大・世界経済活性化の金融政策

5 世界経済に貢献する日本、グローバルな視点にたつ経済プラン

世界に貢献する経済

均衡ある貿易構造への転換

6 進歩と共生のための世界計画

平和・軍縮の象徴となる日本

核軍縮の推進

アジア平和保障会議の推進

7 豊かな人間性と文化の社会

世界一の経済大国——充たされぬ心

世界平和の象徴としての日本

(3) (2) (1) 人間として豊かに生きる証明としての文化——快適さの質の見直し

(5) (4) 「文化立国」への道

新たな時代の革新のモラル

II 社会経済転換計画をすすめるプロセス——二段階・二つの中期計画を中心にして

1 二一世紀への改革の前提条件

2 第一段階・中期五ヵ年計画の基本的な考え方

3 豊かな社会への七つの改革プラン

(1) 一人あたりG N P 世界一に見合う「シビル・ミニマム」

プラン

(2) 豊かなくらしをめざす「社会生活財倍増」プラン

(3) 雇用創出を主体とする「地域活性化・自立化」プラン

(4) 世界に貢献する「地球社会の福祉型成長」プラン

(5) アジアの平和をめざす「軍縮と進歩」のプラン

(6) 二一世紀をめざす「文化立国」プラン

(7) 内需主導のための「積極型財政」の展開

III 国民の力が社会を変える——転換の力と方法

4 第二段階・中期五ヶ年計画の基本的な考え方と目標

I もう一つの生活、もう一つの日本と世界を

1 いま歴史的転換のとき・歪んだ日本を変える

私たちはいま、戦後四二年の歴史を経て、あと一二年で二一世紀を迎えるとしています。そして、日本も世界も大きく変わろうとしている歴史的な転換のときに私たちは生きているのです。多くの矛盾、不安につつまれた現実から、どのような二一世紀の日本をめざすのか、いまから二一世紀へ一二年でどのような架け橋を築くのか——いま私たちの暮し、私たちの生きている社会、そして日本と世界の現実を見つめ直すなかから、新しい社会の設計図をつくり、その実現をめざして、確かに一步一步をすすめていきたいと思います。

今日の生活、社会、日本と世界を、希望をもち豊かに生きようとする人間の目で問いかねます。第二次大戦後四二年の日本は一面では成功と発展の経過でした。いくたびか日本とアジアに戦争の危機があつたなかで平和日本を守り抜き、敗戦の荒野から立ち上がりつて経済を発展させ、生活水準を向上させ、

高い技術力をもつ国、世界G.N.P.第二位を占める経済大国となつて国際社会に大きな責任をもつ国になりました。この経過は平和のための国民のたたかい、国民の勤勉な努力と活力、変化への対応能力の結果であり、歴代自民党政府の歴史の進歩逆行した政策にもかかわらず、国民の力がこれをつくりあげたのです。

しかし戦後四二年の間に幾多の新しい矛盾が作り出され、増幅されて今日にいたっています。そしていま、その矛盾は深刻さを加え、耐えがたいものとなり、将来への希望を失わせるものとなろうとしています。このままで本となり、平和国家として国際社会に名譽ある地位を占める、という誇りある憲法の目標は空文となる危険を感じます。

私たちのまわりの現実を直視しましよう。

三年來の円高によつて、いま日本の一人あたりG.N.P.は世界ナンバーワンとなりました。また世界ナンバーワンの債権国・金融大国となつて金持ち・日本といわれています。しかし一流経済国家・二流生活といわれ、黒字大國と赤字生活といわれているように、国民経

济と日本の経済力との間には甚だしいギャップがあり、世界ナンバーワン経済の実感をもつ勤労国民は一人もいません。そしてウサギ小屋・働き蜂日本人の国際批判をあびているのです。まさに歪んだ日本の現実です。

膨大な資金が、生産と社会建設には無関係に投機に走り、大都市圏では未だかつてない土地高騰の狂乱状況を作りだしています。日本の土地価格総額は、わが国の二五倍の面積をもつアメリカの土地価格総額の二倍以上となり、勤労市民が住まいを求める、住むことのできない町となる不安が大きく広がっています。土地・住宅をめぐる状況はまさにクレイジードです。このような状況をつくり出した政府の責任は重大ですし、土地投機・膨大な不動産融資にみられる企業の倫理感なき行動・社会的責任も大きなものがあります。このよ

うな状況のもとで、さまざまな社会病理現象が広がっています。人間としての生きがい、充実感、誇りが失われ、社会も経済も、生活も、人の心まで歪んでいく不安を感じるのが今日の日本ではないでしょうか。

急激かつ大幅な円高による深刻な不況、産業構造の変化、雇用・失業問題の一方では、金アマリ現象などによる土地高騰・株高がおこつて、さまざま面で不公平社会が広がるうとしています。土地を持つ者と持たない者など資産による新たな階層分化傾向、円高の

なかでの製造業と金融など非製造業のギャップ、東京圏と地方との較差など新しい不公平が作り出されようとしているのです。それは中曾根内閣がすすめてきた臨調・行革路線による国民生活と内需の抑圧、徹底した合理化のなかでの輸出中心の経済と貿易摩擦拡大による矛盾が大きく表面化したものであり、さらにはそれは、戦後の高度成長期、ニクソン・ショック後の経済、石油危機以後の経済政策の各段階をつうじた構造的矛盾のあらわれです。

世界GNPの一四%を占め、世界における日本のポジションが大きく高まっているなかで、日米経済関係だけでなく各方面で摩擦と矛盾をふかめ、日本はいま“友人を持たない日本”といわれる状況におちいつています。EC諸国との関係、発展途上国との関係、社会主義諸国への対応をみても、問題が発生するたびに対症療法的対応に終始してきました。世界における日本の積極的役割へのグランドデザインをもたないままに経済活動が大きく世界に拡大してきたツケがいま回ってきているのです。日本は今日まで、先進国に追いつこうとひたすらにキヤッチャップの努力をしてきました。しかしそれを達成したいま、その新しい段階の日本に求められるビジョンと目標を鮮明にし、新しいグランドデザインを描くことができないでいるのです。

本当に豊かな国とは、近代的な産業があり、高いレベルの文化的な社会の中での充実した豊かな人間性の生活があり、世界と共に生き、世界の平和と進歩に貢献する活発な活動で尊敬され、しかも偉大な文化をもつ国ではないでしょうか。そういう大きな目標にむけて私たちは挑戦したいと思います。二一世紀にむけての新しい設計図——それは希望を語りうる日本の将来への道であり、国際社会の一員として誇りある役割を担っていく道です。

2 大いなる転換・私たちの目標

私たちは、いま求められている転換を、單なる当面の政策転換要求というレベルのものは考えていません。私たちの目標・理念は戦後四〇余年たつた歪んだ日本の現実そして将来への幸せを約束出来ない社会、世界に友人をもたない日本を大きく変えていくことです。そういう意味で私たちは二一世紀日本へのグランドデザインを構想し、大きな転換をめざします。私たちの目標と理念は、次の三つです。

(1) 「産業のための人間」から「人間のための産業・経済」へ

私たちの日本は今日まで、ひたすらに経済成長のために努力してきました。産業の発展・企業の発展・そしてGNPの成長が社会目標となつて、人間は、労働者はその

ために懸命に働いて来たのです。その結果、日本はアメリカに次ぐ経済大国となつただけなく、アメリカは大債務国・日本は世界ナンバーワンの債権国となり、メイド・イン・ジャパンの製品は世界にあふれる状況になりました。しかし、それを支えて来た労働者と家族、人間はいま、ゆとりと充実感・豊かさをもてない生活、欧米よりもはるかに貧弱な社会資本の都市のなかに生きています。最近の大都市圏での地価高騰をみても、都銀、地銀という日本の中堅金融機関が巨額の融資を不動産業界に行つているのが原因の一つです。それで社会は厖大な利益をえても人間は、労働者は苦しむだけです。産業と労働、経済と人間のありかた、システムを考えなおし、設計をしなおさなければ「労働の報いられる社会」も希望のある二一世紀はありません。

私たちは産業のための人間というシステムから人間として豊かに生きるための産業・経済・充実感をもつて働く労働者の立場からの経済に考えかたを大きく転換しなければならないと思います。私たちはそういう「生活の活性化」の方向への経済に、私たちは大きな発展の可能性があると考えます。文化的で福祉型の社会・都市をつくる大事業、科学技術の発展が軍事や利潤のためではなく、より快適な生活のために活用

さる事業、世界の進歩と共生のための事業など経済の目標を立てなおすことによつて、「会社人間」ではなく、充実した働きがないのである。価値ある労働が生れると考えます。そういう側面を重視してマクロの経済政策を立てるべきであり、私たちの「内需拡大」はそういう意味で構想します。

(2) 「友人をもたない日本」から「世界を友人とする日本」へ

世界における日本のポジションは大きく、かつ重いものとなりました。しかしいまのままでは「友人をもたない日本」と評されています。たしかに日本の経済は、モノをカネで世界に大きく拡大し、地球規模でひろがっています。しかし、その結果としていまおこっているのは深刻な経済摩擦です。巨大なジャパン・マネーもより大きな利益を求めて大部分が米国・ヨーロッパの債権投資にまわり、南北問題への貢献やLDC・LLDC諸国のためにつかわれていません。モノとカネで世界に拡大するのでは尊敬される日本にも、国際社会に誇りある地位を占める日本にもなりえません。また私たち日本人が豊富なモノで世界に優越感をもつたり、日本がアジアにおいてもつて来た歴史の反省や責任を忘れたとしたら、反発と不信をうける日本になってしまいます。

いま、人間としての生きがい、人間としての豊かな生活が問いかれます。そういう立場から、私は日本は数々の試練と困難を乗り越えてきたことがあります。

(3)

「人間性喪失の社会」から「人間の豊かさの社会」へ

経済社会の発展のなかで新しい社会病理がひろがっています。大都市の市民は「乾いた砂」などと言われるように、人と人の連帯が失われ、地域社会での共生の論理が失われようとしています。またモノは豊かでも心は貧しくなることが懸念されています。

3 国民の力で新しい設計図をつくる

二一世紀への設計にとりくみ、その実現を目指すことは平坦な道ではありません。今日の社会、日本と世界をめぐる諸問題は構造的なものとして複雑に絡み合っており、さまざまな制約条件もあつて、その解決は容易なものではなく、それは未知への挑戦ともいべき大事業です。

しかし、私たち日本の国民は正面からそれとりくみ、それを打開する可能性と能力をもつています。四二年前の敗戦のときから、さらに遡れば明治維新以来の歴史をみて、私たち日本は数々の試練と困難を乗り越えてきたことがあります。

私たちは競争・摩擦の拡大、南北問題の深刻化、東西対立を解消し、世界の進歩と発展に貢献する方向に日本のコースを転換させるよう努力します。経済では先進国・N I C S ・ L D C ・ L L D C ・そして社会主義圏のグローバル・ネゴシエーションを長期の目標にすえながら、まずアジア地域での協調・協力関係の推進など確かな発展にとりくみます。また、平和と軍縮にむけて日本が特別に重要な役割を担っていることは言うまでもありません。私たちは世界平和の象徴となる日本をめざして努力します。日本の進路は、かつてのパクス・ブリタニカやパクス・アメリカナをひきつぐ霸權国家の道でなく世界と共生する道であり、その立場で世界に眞の友人をひろげていく道でなければなりません。

場からの運動や自発的な共生・連帯に根ざしたボランティアの活動がひろがっていますが、人間・生活の立場から社会を考え、「今ゆとり」と「明日の希望」が実感出来ます。今日の都市を豊かな人間となっています。今日の都市を豊かな人間として生活する場に——個人の生活水準の視点から自然と社会の環境・文化スポーツ施設を含めた社会の生活水準を高めることもこれからの時代の目標です。二一世紀初頭の高齢化社会の進行を考えるといま、その努力を開始しなければなりません。

らば必ず二一世紀への壮大な事業を成し遂げることができると確信します。

社会を見つめ直し、改革し、変えようとする新しい動きは、いまさまざまなかな分野からはじまっています。自発的市民運動やボランティア運動のひろがり、女性の活動の場の拡大、市民一人ひとりの力を合わせて反核・軍縮・平和を守ろうとする平和運動の流れや非核自治体宣言運動、そして賃上げ中心から生活と社会改革にむけて展開しようとしている労働運動の大きな流れなどを注目したいと思います。政治の分野でも最近の売上税闘争の経過は、国民と野党とが一つになって力を合わせるときには圧倒的多数の与党勢力の企図を挫折させることができました。

とくに最近の異常な経済・社会状況のなかで深刻・切実な要求と運動が労働者から、地域から高まっているのも、社会の転換・政策転換が、いまや国民一人ひとりの人生にとつて直接の要求となっていることを示しています。このような努力の方向は直線的な発展といいうよりも、さまざまな試練を経験しながら発展するのが現実でしょう。しかしこの方向は大きな流れとなつて二一世紀への重要な担い手を形成していくに違ひありません。

日本と世界を考えるとき、世界全体がいま変わろうとしている、という状況に注目しな

ければなりません。悪魔のような巨大な核戦力に対する平和・軍縮要求の世界の声を背景に、米ソ首脳会談、INF全廃が具体的テーマとなっています。新しいデタント時代の扉が開かれようとする大切な時代に私たちいま立つているのです。ヨーロッパではINF全廃以後の新たな完全保障体制が論議されており、アジア・太平洋地域をみても、ニュージーランド、オーストラリアの友党・労働党の反核・平和政策によって軍事同盟・ANZAS条約は空洞化しつつあり、朝鮮半島、特に韓国にいま民主化の大きな発展が進行しています。このようなかで日本の役割はますます大きくなろうとしており、日本国憲法の理念は世界の平和と社会進歩、共生・連帯の新しい時代を築く先導となる可能性を担つてゐるのです。

このような日本と世界の状況は、"もう一つの日本と世界"の設計とその実現を強く求めています。私たちはその設計にあたつて歴代自民党政の価値判断と国家を中心にして社会を観が必要であると考えます。すなわち国家を中心だけでなく、生活する地域、世界という新しい物差しを加えた三つの基準で将来を構想します。

二一世紀まであと一二年、いま着手する社会経済転換計画を推進するにあたつて私たちは社会党は、国民と共に将来への課題を正確に見通し、豊かな構想と英知を集め、それを実現する鮮烈な情熱と力をもつて進みたいと考えます。鮮明な目標をもち、しかも優れた具体性と現実性をもつてつぎの時代を築く——この計画はすべての国民の皆さんと共につくる計画であり、責任を共にして真剣に実現をめざす計画です。

II 社会経済の転換・われわれの設計図

(I) 転換のための七つの目標

1 新しい豊かさ・生活の質の向上

して、世界第一位になりました。わが国は「経済一流・生活二流」と言われるよう、問題はこれだけ大きくなつた経済の力を国民一人ひとりの豊かな生活のために振り向けるのか、それともマネーレースや財テクに狂奔し、経済の活力を奪い、国民間の格差を拡大して

いくのかです。もちろん、私たちは前者の道を選ばなければなりません。例えば、ヨーロッパ諸国では、夏には二〇日～一ヶ月のバカンスを楽しみますが、わが国は遙かに及びません。しかし、わが国の進路をそうした豊かな生活をめざす方向に切り替えるなら、巨大な経済力を持つてすれば世界一の豊かな国民生活を築くことも、決して夢ではありません。それにはまず、価値観の転換を図ることが前提ではないでしょうか。

「うさぎ小屋に住む働き中毒」などと他の先進諸国から軽蔑をともなつた指摘を受けて久しくなりますが、一人当たりのG.N.P.が世界一の今日でもその実情は変わっていないところに最大の問題があります。「働いて 円高にして首をしめ」という川柳ではありませんが、わざとふらばにただ働くといった価値観の転換、つまり、働くことが私たちの豊かさ、モノの豊かさだけでなく、心の豊かさとどう結びつくかというつまり「新しい豊かさ」の問い合わせが求められています。働くことを自己目的とせず、働くことの生きがいと同時に、余暇活動や文化・スポーツ活動などを有意義にしていく手段として労働も据え直していくべきでしよう。国民の勤労によって得られるG.N.P.もそうした豊かさのために生かされてこそ意味があります。

「新しい豊かさ」とは、①ゆとりがあり、②

余暇活動が充実し、③将来に不安のない生活を選ばなければなりません。ゆとりには、①所得のゆとり、②時間のゆとり、そして、③空間のゆとり（住宅など）が含まれます。高齢化社会という新たな福祉の充実をはかるとともに、心の豊かさをも重視する「新しい豊かさ」へと国民目標を切りかえが、「もう一つの生活」の具体化として追求されねばなりません。つまり、思い切った「生活の質」の向上が、二世紀を前にしての国民一人ひとりにとつての課題なのです。

同時に、今「内需拡大」が最大の政策課題となり、国際公約ともなっていますが、「何のための内需拡大なのか」が問題であつて、それは国民の「生活の質」の向上のためでなければならぬのは言うまでもありません。

「新しい豊かさ」は、次のような施策をともなつて実現していくことが可能となるでしょう。

したがつて、所得水準、とくに可処分所得の向上が個人の生活の向上と内需拡大のために不可欠です。そのためには、経済力に見合った賃上げと最低賃金水準の引き上げ、パートタイマーの労働条件の安定等をはかるとともに、大幅な所得減税を実施しなければなりません。ライフサイクルからみても、自由で創造的なヤング、健康でゆとりのあるミドル、落ち着いた、美しく老いる老年など、生涯を通してゆとりある所得が確保できるよう、奨学資金制度の拡充など教育費負担の軽減、安価で良質の住宅の給供、「暮せる年金制度」の確立等を図ります。

また、物価を安定させ、円高差益の還元をはかることも重要です。円高・原油安の影響で比較的の物価は安定していますが、引き続き物価の安定をはかつていく必要があります。また、円高差益の還元は十分に行われているとはいえないません。円高メリットを生かすことには消費と内需拡大につながります。したがつて、電気・ガスについては、料金改訂において差益に見合った料金とし利用者に還元せます。また、大きなウエイトを占める食料品については、流通機構の改善、並行輸入の促進を更にはかるとともに、政府関与物資については円高差益還元の先導役として大胆な還元を行すべきです。航空運賃についても同様です。

(1) ゆとりが明日を生む

『所得のゆとり』 一人当たりG.N.P.が世界一といつても国民の実感とほど遠いのは、急激な円高による為替レートの変更があるにせよ、所得水準が対応していないからです。政府もわが国の所得水準は「西側先進国の中位」と認めています。また「購買力平価」に基づく賃金水準では、アメリカ一〇〇に対しても七一に過ぎません(一九八六年、O.E.C.D.)。

『時間のゆとり——労働時間の短縮』 国際的に「働き中毒」と批判され、経済摩擦の要因ともなっている労働時間を短縮することは、生活の質を向上させる上で不可欠です。わが国の労働時間はアメリカに比べ年間約二〇〇時間、ドイツ・フランスに比べて約五〇〇時間も多いのです。国民は「心のゆたかさやゆとりある生活」を「物の豊かさ」以上に望んでいますが、長時間労働で疲れ、休みには「テレビとゴロ寝」では、そのような生活を送ることは不可能です。また、「生涯余暇活動」が叫ばれ、文化・スポーツ・リゾート、生涯学習などの活動のためにも、労働時間短縮は前提条件です。

そこで、三年間程度で週休二日制・週四〇時間労働を実施し、一九九三年度中に一八〇〇時間の達成をはかります。同時に労働時間短縮はワークシエアリング（仕事のわから合い）による雇用の確保と、週休二日制の実施で約五兆円の内需が喚起されるといわれるよう、内需拡大にとつても重要な施策です。また、二一世紀までにヨーロッパ並みの長期のバカンスがとれる社会にします。当面、夏に「連続して一〇日間」の休暇を労働者の権利として取得できるような制度の確立を図ります。

『時間のゆとり——労働時間の短縮』 国際的に「働き中毒」と批判され、経済摩擦の要因ともなっている労働時間を短縮することは、生活の質を向上させる上で不可欠です。わが国の労働時間はアメリカに比べ年間約二〇〇時間、ドイツ・フランスに比べて約五〇〇時間も多いのです。国民は「心のゆたかさやゆとりある生活」を「物の豊かさ」以上に望んでいますが、長時間労働で疲れ、休みには「テレビとゴロ寝」では、そのような生活を送ることは不可能です。また、「生涯余暇活動」が叫ばれ、文化・スポーツ・リゾート、生涯学習などの活動のためにも、労働時間短縮は前提条件です。

『文化・スポーツ』 ここ一〇年の間に国民の生活に対するニーズは大きく変っています。①住生活、②食生活、③レジャー・余暇生活から、現在は①レジャー・余暇生活、②住生活、③食生活の順（国民生活に関する世論調査）となっていることからみても、それは明らかです。このような国民ニーズの変化の中で、「親子劇場」や「市民コラース」、「ちびっ子野球」や「ママさんバレー」等々、生き生きとした、文化・スポーツ活動への市民の参加がすすんでいることは注目すべきです。

「文化」はもともと日常の生活と切り離されて存在するものではない精神的営みですから、送り手（専門家）、受け手（市民）といった単純な分け方を越えて、市民一人ひとりが文化の担い手だといつても過言ではありません。とりわけ、ともすれば現代文明のなかで埋没しがちな自己をとり戻すために、文化活動は欠くことのできない営みです。この場合、いうまでもなく行政は市民の文化活動のための条件整備をはかることが責務です。ところがただでさえ少ない文化予算是、この間の臨

時調行革路線の下で大幅に削減され、八七年度では国の予算に占める文化予算の割合は、何と〇・〇六八%に過ぎません。これが「経済大国」日本の現実の姿です。「人生八〇年時代」、スポーツも同様です。

(2) 余暇活動は活力の源泉

スポーツは健康の維持・増進のためにも欠くことのできないものであり、「見るスポーツ」から「参加して楽しむ」「生涯スポーツ」として推進されなければなりません。スポーツは一部選手のもの、といった時代は完全に過去のものとなっていましたが、國民全体が生涯を通して楽しむものでなければなりません。スポーツは辛いもの、という誤った精神主義や競技中心・メダル中心の考え方を転換し、「楽しいスポーツ」を通してこそ、國民全体のレベルアップも図ることができます。オリンピックでの国威発揚を目的とするなど、本末転倒と言わなければなりません。また、学校を中心、企業中心から地域のクラブへとスポーツ活動の重点を移していくことも重要です。そのためには、政府の世論調査でも明らかなように、市民が身近にそして手軽に楽しめる施設が数多く存在することが必要です。

そこで思い切った文化・スポーツ予算の増額を行うとともに、文化・スポーツ施設等のナショナル・ミニマムを策定し、「文化施設整備五カ年計画」「スポーツ施設整備五カ年計画」を前期と後期に分けて実施します。

『生涯学習社会』 教育についても「生涯学習」が一層重要な役割を果たしています。国民が学ぶことは、決められた学校の期間に限定されるものではありません。平均寿命が伸び、また社会が急激に変化する今日、明日の社会と

人生を切り開くための知識・教養、技術の修

得は生涯必要です。したがって、生涯学習は國民が生涯にわたつて学ぶ権利であつて、け

つして強制されるようなものであつてはなりません。

「生樂しく学ぶ」生涯学習社会の建設をめざさなければなりません。そのために、

ILO一四〇号条約（有給教育休暇のための

条約）を早急に批准するなど、「いつでも、だ

れでも、どこでも学べる」生涯学習体制の確

立が急務です。そして学校では、つめ込み教

育、偏差値中心の教育システムを見直し、「わ

かる授業、楽しい学校」に変えていかねばな

りません。

《リゾートの振興》

余暇活動の中でリゾートの需要が高まっています。國民が長期の休暇をごす場合、いつぞう重要となり、特に滞在型のリゾートが中心になつてきます。

國民が「一月のサラリー内で家族が一〇日休める」ようなりゾートの整備が当面の目標です。これはまた、國民生活の質の向上と直結する内需拡大の方向であります。リゾート調整備法案が成立し、リゾート整備が進められようとしていますが、しかしここでも「民活」

中心です。これでは勤労國民とは無縁の金持ちだけのリゾートになつてしまふことは火を見るよりも明らかです。だれもが安く、手軽にリゾートを楽しむためには、公的な施設（第三セクターを含む）が欠かせません。乱開發

と高価格の商業主義の抑制のためにも、國や自治体が積極的にリゾート整備を行なうべきです。

そこで、国有林野を活用して、全国に二〇カ所程度の「大規模な国立のリゾート基地」を建設し、國民が安くなりゾートを楽しめるようしたいものです。

(3) みんなでつくる明るい福祉社会

《福祉》——二一世紀へ向けて》 病気や老後に生活不安を覚えるようでは、豊かな社会とはとうてい言えません。高齢化社会の進展のなかでこのことは一層切実な課題です。ところが、中曾根内閣・自民党的路線は、軍事費突出の反面福祉を切り捨て、「民間活力」と称して政府や自治体の公的な役割を縮小しています。そうではなくて、国が國民生活につけて必要なミニマムの保障を行い、同時に、心身や経済上のハンディの有無にかかわらず、すべての人々が自立した市民として協力しあつて生活を営む新たな創造する福祉社会が求められています。

二一世紀においてわが国は、人口の四分の一が六五歳以上となり、そのうち七五歳以上の後期老人人口の伸びが著しいものと予想されます。こうした高齢化の進展は、わが國社会の今後の在りようを規定することにもなります。今後経済もソフト化・サービス化が不

可避ですが、医療・保健・福祉サービスなどの「社会サービス」のニーズが高まることが、二一世紀への構造転換に当たつては、公的サービスを基礎とした「福祉推進型のサービス経済化」をすすめることこそ、「生活の質」を高めるための内需拡大の正しい道なのです。

とくに、高齢化の進展のなかでますますウェイトが高まっている年金については、定年性を延長すると共に、すべての六〇歳から受給できる制度として、年金の一元化をはかり「暮らせる年金」制度の確立をはかります。また、今後一層ニーズが高まる介護については、在宅サービスを基本として介護者派遣制度の推進とともに、重症者の介護は国の責任で整備するなど、地域の介護システムの確立が不可欠です。

《新しい豊かさ——新しい生き方》

このような新しい豊かさは、私たちの新しい生き方を保障することでもあります。老若男女、障害の有無、国籍のいかんにかかわらず共に生活する社会（ノーマライゼーション）の実現と「新しい豊かさ」は結びついています。付加価値を生産しないからと言って切り捨てられるのではなくて、逆にだれもが等しく社会の形成者として一人ひとりが大切にされる社会でなければなりません。また、個々人の価値観・生き方を尊重しあうことでもあります。

私たちは、こうした新しい豊かさを追求しようとではありませんか。

2 豊かな社会・人間の都市をつくる

私たちは、この日本列島のどこかの地域に居を構えて生活を営んでいます。地域は、人びとが家族と暮らし、働き、交わりをもち、喜びや悲しみを重ね、たがいにたすけあつている場です。だから、地域を大切にすることは生活を大切にすることであり、人間を大切にすることです。

わが国の自民党政治のもとでは、地域はまず産業のための基盤として扱われ、生活と人間の問題がなおざりにされてきました。とくに日本が高度工業社会として急成長をとげた過程で、金儲け本位の大企業の論理が地域を支配し、過密と過疎の矛盾が極度に深まっています。この矛盾を解決するためには、自民党政権がすすめてきた国土政策（一）九三七年の全総計画、四四年の新全総計画、七二年の三全総計画、さらに八七年の四全総計画にいたる）の流れを大きく切りかえ、人間本位の均衡ある国土、地域政策を押しすすめなければなりません。

とりわけ、「東京一極集中」といわれる異状現象にメスを入れ、そこに快適な「人間の都市」を創りだすことが焦眉の課題です。それは東京と共に矛盾と苦悩を抱える他の大都市

市問題の打開に連動するばかりか、さらに全国各地域にわたって均衡ある発展の道を切りひらくことにつながります。仕事やお金の動き

き、人口、企業の集積、政治・行政機構、教育、医療、文化施設、交通手段、そのほか都市機能を支えるさまざま要素が、東京ではまさに飽和状態を超え、地価の異常値上がりや極度の住宅難、あるいは通勤地獄の問題が象徴するように非人間的な環境と生活条件を生み出しています。東京の機能を地方に分散し、均衡の回復を急ぐことがどうしても必要であり、そのためにはまず現在の中央集権体制から分権システムの確立にむけて政策の基本を転換しなければなりません。

そのことはまた、現に国民経済上の強い要請となっている社会資本の大規模な整備充実の目標であり、ほんとうの意味で「豊かな生活」の基盤を保障することです。

(1) “東京集中”の是正・人間都市をつくる

わが国の今日的都市対策は、いきおい大都市問題であり、とくに“東京問題”です。そして、この東京一極集中を突出させ国土の均衡ある発展を阻害してきたのは、なんといつても自民党政権のすすめてきたこれまでの国土開発政策です。それは一九三七年の全総計画、一九四四年の新全総計画、そして一九七二年の三全総計画、ついで一九八七年の四全

年に至るまで一貫して政治、経済、行政、文化の中央集権体制を促進してきたからであります。

そこで、われわれはこの東京集中に大胆な

ブレークスルー策を講じなければなりません。それはまず、中曾根臨調行革に象徴される“民活・

規制緩和”政策の転換です。そしてこれまでの小手先き的、かつ後追い的土地および地価政策を大幅に改め、抜本的、総合的な土地対

策（制度）を確立することでなければなりません。同時に都市計画法も拡充して参加と分権による強力な都市改造・再開発を断行することです。そして、その後にわれわれは首都機能の分散に具体的に取り組まなければなり

ませんが、その分散、移転については、官民を問わず第一次→第二次→第三次というように中長期的に対処すべきで、それは広く参加と民主主義によって科学的に決定していくこ

とが必要でしょう。それは、とりあえず大学、研究機関等が想定されますが、その後は立法（国会）、司法（最高裁判等）、行政（政府・省庁）等諸機関も移転する、いわゆる分都、あるいは遷都も大胆に検討しなければなりません。こうすることによって後述する地価対策、土地政策を平行してすすめ「二一世紀の新しい東京」を再生、建設することです。

また全国的な都市の改造・再開発は、大都市、中枢都市、地方都市それぞれによつて計

画や目的、手段等は異なるが、住宅の質の引き上げや下水道の普及などには重点的に対処します。なぜなら「ウサギ小屋」住宅の解消と住環境は、国際的な汚名となつてゐるため、それらを返上する点からも、その点からも、その整備はとくに急ぐ必要があります。

つぎに下水道についても、近代都市の環境指標といわれながら、わが国の普及率（三七%）はヨーロッパの水準（英＝九七%、西独＝九一%）にほど遠いところから緊急に整備しなければなりません。

具体的な住宅政策は、都市は高層化してオーブンスペースを確保し、他方郊外は自治体（市町村）主導による地区計画を策定、市（住）民参加による公共住宅を建設することです。

市街化農地については、地主等に対し住民はじめ生活環境整備に協力できるよう税制等で誘導策を講じながら都市の近代化をすすめています。

また、防災や都市景観という見地からも、電気、電話線の地下埋設、さらにガス、水道などとの一体的な共同溝化もすすめる必要があります。

一方、高齢化社会の到来に対応した福祉型都市づくりも、これから重要なポイントです。老人専門病院など医療機関の充実やヘルス・ワーカー的制度等の拡充も大切だが、都心、郊外を問わず、適在適所にフリーで、立体的

な老人ホームを建設することも、これから的新しい福祉都市にとつては最も望まれる政策課題といえるでしょう。もちろん、これらの老人ホームには、焼きもの（窯場）やゲートボール等の施設も備えたいわゆる「生きがいセンター」を併設、地域内の老人たちが自由に入り出しができる新しいスタイルにしなければなりません。また、住居水準の引き上げによる在宅ケア等も一層充実し、社会・家庭にゆとりをとり戻します。同時に、高齢者や障害者等車いすに適合しない歩道橋その他の都市施設を点検、改良して、福祉優先の都市づくりを目指します。

公園の少ないことも国際比較で明らかで、たとえばニューヨークのセントラル・パーク（三四〇ha）は、東京の日比谷公園（一六ha）の約二倍も広いのです。したがつて、わが国も都市再開発・改造の過程で、大小組み合せた公園を積極的に建設して都市機能を、より豊かにしていかなくてはなりません。また、これが同時に防災都市建設とも節合します。

これら公園整備に際しては、新軌軸として「自由市民の広場」を新設することです。「自由市民の広場」は、市民の参加によつて規模や場所を決めますが、これは市民の間で自由に討論ができることを保障するもので、こんどの都市計画法に組み込みます。

都市における交通については、生活に密着

した大量大衆輸送機関といわれる地下鉄や都市バスはさらに拡充整備しなければなりませんが、とくに都市バスの活性化については、北欧先進国にならつて厳格なバス専用レーン制度の積極的導入、活用が必要で、それらと併せてマイカー等の都心へのいたずらな乗り入れについても、都市機能の確保という観点から規制を強化していかなければなりません。

(2) 高速、生活道路と通信ネットワークの整備

高度情報化社会に対応した交通、通信の整備も急がれていますが、とくにわが国が遅れている社会資本の一つに高速道路があります。

たとえば「日本は約六〇〇万人の“民族移動”（盆、正月）で渋滞し、西独では三〇〇〇万人の“バカンス移動”でも高速が保障されると」といわれていますように、その遅れは人口、面積（国土）、自動車保有台数等から比較すると西独、英、米の四分の一といふ決定的なものです。これまで、われわれはややもすれば「高速道路は独占資本奉仕」というとらえ方がありました。もはや今日のモータリゼーション時代では、むしろ勤労者大衆の生活道路であり、生鮮食料品等物資の安定供給に不可欠な物流幹線でもあります。

したがつて、こんごは緊急に整備していく

ことですが、とくにこれからは日本列島に沿った縦貫道路にクロスする通称「肋骨道」といわれる横断道路の新增設に重点をおかなければなりません。いうまでもなく、われわれは生活道路、買物道路といわれる市町村道の整備も、ないがしろにできることはもちろんです。

また、都市間、ブロック間には、これからコミュニケーションを開發、交流のスピード化にも備えます。

また通信ネットワークの拡充は企業のみでなく生活に直結させて開発、利用していくことが大切です。

(3) ナショナル・リゾートの整備と新しく

「自由時間交流都市」の建設

「経済大国」といわれる日本が国際社会に仲間入りできる条件にワーカー・ホリック（働き中毒）からの脱出と余暇行政の引き上げが不可欠といわれてきています。わが国がそれを答えるためには、こんご労働者の余暇時間を有効に過せる安価にして健康的な余暇施設を各地に整備しなければなりません。それは山村、海滨いたるところに大、中、小それぞれの規模のリゾート施設を積極的に新增設することで、そのためには現行の総合保養地施設整備法をさらに充実していきます。

しかし、現在のわが国の余暇行政では、飛

躍的には進展せず国際的水準には近づけません。そのため、わが国は「バカンス先進国」フランスに学び、大規模なナショナル・リゾート政策を導入、日本版「自由時間交流都市」の建設を本格的にすすめていくことです。このフランスのサイエンス・シティとも呼称されているナショナル・リゾート都市をここに紹介しよう。フランスの余暇行政は、パリ解放の一九四四年から始められたが、一九四七年の国家計画の中でシンボル・プロジェクトとして「自由時間交流都市」の計画に着手、その後、一九六三年にスーパー・プロジェクトとして地中海二〇〇kmの沿岸に、その

「自由時間交流都市」ラングドック・ルシオンの実施計画をたて工事に移りました。同国政府は歴代にわたって、その建設に当たつており、現在もなおその拡大、充実をすすめているところですが、ミッテランは一九八一年、それまでの「青少年・スポーツ・余暇省」を解体して、「自由時間省」を創設、その長期滞在型リゾート都市・ラングドック・ルシオン（自由時間交流都市）建設にさらに力を注いでいます。われわれも、わが国にスーパー・プロジェクトを組織して日本版「自由時間交流都市」の建設に着手しなければなりません。

さらに西独では、土地所有権の社会性、公共性についても、ボン基本法の一四条二項で「所有権は義務を伴う。所有権の行使は、同時に公共の福祉に役立つものでなければならぬ」と明記、あざやかに「都市計画の公理」を規定しています。この国では、これが土地収用の一般的概念とされていますが、その沿革は一九一九年のワイマール憲法一五条に、さらに、その源流は一八五〇年のプロイセン憲法九条に逆ります。それから約一五〇年を経た今日、わが国においては、いまだに地上げ屋、土地コロガシ等の横行と、反面、市民参加の保障なき私権制限云々が行きつ戻りつ議論されているその非文明論的醜態には、まさに驚き、嘆かざるをえません。

(4) 公共財としての土地政策・総合的対策の確立

遅ればせながら、わが国も二一世紀に向かって、すみやかに税制を含む土地制度全般について抜本的に見直し、欧米先進国にならつた近代的体系を整備することです。そして、そのうえでナショナルな国土計画とローカルな都市計画とを整合させ、総合的都市（市町村）建設政策を確立することです。

このため党は、つぎのような国土・土地政策を強力にすすめます。

① 土地は社会全体の共有財産としての認識を啓発、徹底し、いつでもどこでも公共の福祉を優先して効率的に利用していくことを基本的にし、その立場での「土地基本法」制定を提唱します。

② 国土計画は、長期の視点で策定、実施します。計画は生活点から積み上げ、いわゆるボトム・アップ方式で策定します。

③ 現行の国土利用計画法を弾力的に運用して、反公共的土地利用および取引は強力に規制し、国土の均衡ある発展をはかります。

④ 人間環境・福祉都市（市町村）建設は、まず公有地拡大を基本とし、そのため自治体の先買権を充実強化します。

⑤ 都市（市町村）計画は、官民合同の土地利用委員会を設置、地区詳細計画（西独）を導入、公共の福祉優先はもちろん市民参加と分権的（中央の介入遮断）手続きを保障しながら策定し、その場合、私権（土地

所有権等）は、地区市民の総意で補償され、または制限されることとします。

⑥ 土地税制を改革し、固定資産税は地域、面積等を加味して累進課税とします。土地評価は現行の国土庁（地価公示）、自治省（固定資産評価）、大蔵省（相続税評価）を国土庁に一元化し、現在の「一物四価」（実勢取引価格を含む）の悪弊を改革して地価評価額を一体化する。なお、国土庁は国土省に格上げ、土地行政の一元化を徹底します。

⑦ 住宅にたいする抜本的な対応策を明確にし、「住宅保障法」を制定します。

3 新しい産業政策、産業構造の展望

世界経済とのかかわりを大切にしながら、わが国経済の発展をはかるためには、これまでの外需依存型の産業構造を内需主導型にかえ、また国民の生活基盤整備国民の暮らしの質を高める政策に転換することが必要です。海外直接投資が増え、国際分業がすすみわが国の産業の空洞化を防ぎ雇用確保をはかるためには、内需を柱とした年々の経済成長率5%実現を経済、財政政策の基本にしなければなりません。

(1) これから産業構造

わが国の最先端技術、基礎研究部門は、アメリカ、西ドイツなどに比べてまだまだ遅れ

ています。基礎研究の予算の増額、民間の基礎研究への優遇措置を講ずるなど創造的技術開発に積極的に取組まなければなりません。

これからのわが国の産業構造は、情報、マイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジー、高度技術で技術移転効果の大きい航空宇宙、また医療機器、医薬品産業等の拡大をはかるなど、知識集約型、革新的技術の構造に変えています。

また、素材、組立加工業の最活性化をはかるためには、外国に比べて高い電力料、原料への課税、過重な蓄積義務などわが国産業の背負っているハンディキャップをとり除き、外国と同一の条件で競争できるようにしなければなりません。さらに、三次産業についても民活による知的サービス、レジャーといつた面だけでなく、高齢化社会に進む中で飛躍的に増大する「社会サービス」医療、保健、福祉サービスや生活環境サービス等の整備、充実を産業構造の一つの柱にした政策を進めなければなりません。

(2) 完全雇用と産業政策の一体化

産構審は産業構造の転換、製造業の海外直接投資によって、紀元二〇〇〇年にマイクロエレクトロニクス、新素材、バイオテクノロジーや知的サービス業の技術者が二〇〇万人供給不足し、一方技能工は二〇〇万人の供給

過剰になると予測していますが、現在すでに鉄鋼、造船、非鉄金属、石炭産業などでは事業場閉鎖、縮小での数万人単位の雇用調整や解雇が行われ、全国の失業率も三%に達しています。産業構造の転換、企業の海外立地などによる国内産業の空洞化が進めば、さらに雇用不安が増大することは明白です。

これらの産業構造の転換は、急速にまたかつてない広がりで進むことが予想されます。

これまでの構造改善では、企業の生残りを主として、ともすれば雇用問題は二義的に扱われてきました。

この状況に対応してわが国産業の空洞化を防ぎ、働く者の雇用を確保するためには、構造改善、海外立地による雇用問題は労使協議事項とし、また労働時間短縮（三年以内に週四〇時間制の完全実施、連続一〇日間休暇の実施）の早急な実施の立法化を行い、さらに職業訓練も訓練を受けても就職不能の訓練科目を止め、新しい分野、転職可能な訓練科目を設けるか、既存の教育機関を利用して、訓練、教育を受けられるようあらため、その間の生活保障（最長二カ年）を行うなどの措置をとらなければなりません。

(3) 地域経済活性化を支える産業政策

高度経済成長期のわが国の産業政策は、新産都法、工特法などにより、臨海、内陸の一

点集中的な大規模産業集積をはかつてきました。そのため民族の大移動といわれる程地方から大都市、臨海工業地帯へと若者が移動し、過密、過疎がすすみまた大都市と地方の経済力、県民所得の格差も拡大し、東京圏への情報集積がすすみ、東京が世界の金融市場の一翼を担うようになるに及んで、東京圏一点集中が急速に進んできました。情報産業はもともと都市型産業で、従来の工場分散的発想だけではさらに東京圏一点集中が進み、現在の都市、地方の格差の上に新しい過密、過疎がさらに拡大することになります。

こうした点に歯止めをかけ、地域経済を活性化するためには、行政、教育、研究機関、産業、情報などをブロック毎に集積をはかり、鉄道、道路など交通体系も東京へ向かってではなく、ブロック内の整備を優先し、またブロック内の資金（地銀、郵貯など）は、地域の社会資本、地場産業への投資を優先し、さらに生活の質を高める生活関連サービス、ソフト型産業、わが国原産材料を使っての伝統産業（日常用具）、資源有効利用型産業の育成振興をはかります。

(4) 長期エネルギー政策

わが国は、年間消費四、三九億kWh（石油換算一九八五年）のエネルギーの九〇%以上を輸入で賄つており、日本とアメリカ二国の工

エネルギー消費の動向が産油国の価格を左右する程の大消費国です。いまわが国産業は、エネルギー、電力多消費型産業が、構造不況における産業構造として、知識集約型、省資源、省エネ型産業への転換が行われておりエネルギーの需給状況は大きく変わりつつあります。

こうした状況ですから今後のわが国のエネルギー政策は、単に量的確保だけではなく、安全性、省資源、経済性なども充分考慮して、エネルギーの多様化、輸入先の分散をはかり地域分散型（消費地設置型）高効率化、ソーラーネルギー、新エネルギーの開発、超電導トネルギーなどによって、安定供給をはかり、また新しい時代のエネルギーの開発、エネルギー物質の実用化などによって、エネルギーの実用化などによって、エネルギーの開発、エネルギー産業の発展で世界の先進国となるよう、積極的なとりくみが必要です。

現在、原発によつて全電力の二六・三%（一九八五年）が供給されていますが、これは原発の効率を上げるため意図的に、重油、石炭火力発電を休止しているからで「自主・民主・公開」の三原則が充分守られておらず、まだ安全性に問題があり、経済性の点でも優位でなくなり、また事故による被害だけでなく、日々累積される処分不能な廃棄物によつて将来にわたつて放射能被害をもたらす、原発を狭い国土、活断層があり、地震多発の

わが国のエネルギーの柱にすることはできません。

従つて今後原子力発電の新規建設は認めずしつつ、最終的には全原発の廃止をめざします。

私たちは次代の新エネルギー開発に官民協力して大きくとりくみ、二一世紀の新エネルギー開発の中心となるよう努力します。コ・

ジエネレーションは、電力の熱効率四二%に対し、熱、電力総合の熱効率は八〇%にも達する省エネ型分散型エネルギーです。すでにわが国でも全国一〇八（一九八六年）カ所に設置されており技術的には確立されておりますが、電気事業法の規制のため、オフィスやホテルなどの単一ビルにしか設置されていません。電気事業者がバックアップする義務、余剰電力の買取り義務などの法的整備さえできれば急速に普及させることができます。これは自家発、共同電力についても、効率的運用ができます。

さらに燃料電池は、高効率、省エネ効果が大きく、その上NO_x、SO_xなどの有害物質排出量の少ない低公害型、消費地設置型のコ・ジエネレーション・システムです。また、超電導物質の研究が急速に進んでおり、これが実用化されればエネルギーの革命となり、世界のエネルギー需給は画期的な転換を遂げ

ます。思いきった研究資金を投入して、一日も早い実用化をはかることによって、輸入にたよるわが国エネルギー需給の構造を変えることができます。エネルギーの大半を輸入にしたるわが国にとって、ソフトエネルギー、新エネルギー、アルコール燃料、超電導の開発など新しい時代のエネルギーの開発、エネルギー産業の発展分野で、世界の先進国によるよう集中的な投資を行うことが必要です。

(5) 中小企業対策

わが国の中小企業は、企業数で九九・四%、従業員数で八一・四%三七二万人（総務庁、事業所統計）が働いており、わが国産業を支え、地域経済を担つてきました。産業構造の転換、親企業の海外直接投資、仕事量の減少、円高によって輸出関連業種では競争力の低下、N I C Sからの輸入増などの影響で、中小企業が一番そのしわよせを受けて、厳しい合理化を迫られています。

今後の中小企業振興のためには、中小企業のもつ小回り性、機動性を生かし、多品種少量生産分野での独自技術、高い技術をもつ産業として、また国内原産材を使っての伝統産品、有効活用産業などの振興をはかるため、地方の工業試験場の一層の技術力、施設を充実し、この利用、共同研究等によって技術力、人材養成をはかり、市場調査、新技術などの

情報収集、提供のためのセンター、ネットワーク、異業種間の提携、親企業との請負単価を適正なものとするため、親企業と下請企業の協同組合との間で単価について協議の場を設け、労働条件、福祉施設などの大企業との格差を縮め、人材確保をはかり、分野法を拡充するなどの積極的な支援策を講じます。

(6) 農業改革

わが国は、エネルギー、原材料の大半を外国から輸入し、輸送機器、工作機械、電機製品などの工業製品の輸出で、年間貿易収支の黒字一〇一四億ドル（一九八六年）をかせぎ、世界のG N Pの一四%を占め、そのため、貿易摩擦、農畜産物の輸入自由化圧力など、世界経済の嵐に見舞われています。いわば、わが国の経済は、国内資源だけで生産、流通、消費を賄うことはできず、世界経済と深くかかわって始めて成り立っています。従つて、これから農業は、消費者の立場、国際経済との関係の観点でかんがえねばなりません。世界の工業先進国は「食糧はできる限り自給する」ことを原則としており、アメリカは勿論、イギリス、西ドイツ、フランスなどE C諸国はいずれも穀物自給率は一〇〇%を超えていますが、わが国の穀物自給率は政府、自民党の海外依存政策によって年々低下し現在三二%飼料自給率は二八%と極めて低くな

つております。穀類は国際商品としての輸出余力は生産量の約4%にすぎません。僅かな気象変化でも供給不足となり、価格の高騰をまねく恐れがあります。しかも輸入穀物約三〇〇〇万トンのうち七〇%をアメリカ一国に依存していることは、食料の安定確保の点ではきわめて不安定なことです。

農業は農産物生産という経済的な面だけでなく、水資源かん養、とくに水田稻作は連作障害のない作物で、自然環境保全、緑を守り、われわれの生活の潤いにも大きな役割を確保と国際競争に耐え得るわが国農業を確立するためには、これまでの価格政策から構造政策に転換し、食糧自給率（穀物・飼料）の目標を当面六〇%とし、米・麦は消費量六カ月分、飼料穀物は三カ月分の備蓄制度を確立し、農用地の高度利用、田畠可能とする土地改良事業などの基盤整備は一切国または地方自治体の責任として実施し、農家負担をなくし、国の補助は個別補助を止め、生産集団化、協業、共同化などの共同事業に高率補助、低利融資を行いうようにします。

米の生産流通を自由化すれば、生産者への価格保障がされず、また投機によつて価格が高騰し、消費者への安定供給も損われるので、食管制度の根幹は維持し、根幹をゆるがす米の自由化は直ちにはしない。

また農業用資機材が、国際的実勢価格で供給できるような対策を講ずるなど、国際競争に耐える農業、そして消費者に安全良質な食糧を安定して供給できるようにします。

農協は「もうかる仕事」「手数料のはいる事業」を優先する経営至上主義をやめ、農家（組合員）の利益を守る農協組織事業經營の改革をはかるため、組合員の生産、営農、生活面の要求実現や地域の実情に合った生産集団化、生産組合育成のため営農、技術、金融、生産機材の供給など地域農業に積極的に取り組む組織への改革が必要です。

(7) 森林（みどり）を守り、育てる

森林（みどり）は、人類誕生の地であるとともに、木材という生活手段を供給し、大気の浄化、気象条件の緩和、水資源のかん養などの役割を果たし、また、憩いの場を提供するなど人類にとって欠くことのできない環境です。森林は人間が支配する資源として捉えられるのではなく、共生を図らなければなりません。しかし、現在森林は世界的規模で病んでおり、環境問題はまさに世界の課題です。

わが国においても、森林の荒廃は急速にすんでいます。森林の育成に必要な保育、間伐などが立ち遅れ、水害等の国土災害の原因、水資源の不足を招いています。森林（みどり）を守り育てるため、森林の公益的機能を充実します。

させるため長期的、計画的な森林資源の維持・培養と、適正な森林管理を図らなければなりません。また、保安林等の経営管理、治山事業、幹線林道などの公益機能のための費用を一般会計から繰入れるなど、国有林野事業の再建をめざします。また、国有林野を開放し大規模なリゾート基地の開発を行います。

(8) 海洋の平和利用と漁業の振興

地球の三分の二を占める海洋は、未開発の無限に近いエネルギーや大量の鉱物資源が眠っています。将来の地球人口の増加と、海に囲まれたわが国の将来を考えれば、海洋と共生しながら有効に利用していくことが必要なことは、言うまでもありません。現在、これらの資源を巡って、国境での海洋法に関する論議や二〇〇海里經濟水域宣言などに見られます。米ソ冷戦に続き、海洋問題で国と国とが争いあうか共生しあうかは、海洋開発をリードする国姿勢がかかつています。海に囲まれ、平和を誓ったわが国は、世界の進歩と共生を求め、世界のすべての国が海洋の恩恵を得られるよう、平和的な海洋開発でリードする必要があります。更に、環太平洋諸国と協同して、海洋の平和利用を積極的に推進します。

わが国漁業は、「沿岸から沖合へ」「沖合から遠洋へ」と遠洋漁業優先のなかで生産の基礎である沿岸漁業が切り捨てられ、しかも二〇〇海里体制のなかで遠洋漁業も全面撤退という危機を迎えてます。したがって、私たちは遠洋漁業優先政策をやめ、「とる漁業」から「つくる漁業」へと転換します。二〇〇海里水域の生産性を高めるため、海洋汚染の除去と防止、安心できる栽培漁業の推進、新漁場の開発をすすめるなど漁業の生産体制の再編成を行ないます。魚貝の養殖など内海の漁業、内水面の淡水漁業の振興を図ります。

4 財政・税制・金融政策の 方向を変える

(1) 内需主導・「生活の質」重視の財政戦略

国の予算は、生活者である国民の生活向上のために使われて初めて生きた予算となりました。そのためには予算編成の都度、新たな国民生活目標を設定し、計画的に国民生活水準を引き上げていく役割と機能が不可欠です。

しかるに自民党政のもとでは、国の予算が時の権力者の恣意で特定の業界や地域に振りむけられ財政機能が大きく損われてしましました。とくに臨調行革路線のもとで「増税なき財政再建路線」が打ち出され、とりわけ一九八三年以降、概算要求にマイナス・シーリン

グ方式が導入され、防衛費と対外経済協力費を除きすべての分野で一律削減や国の負担の繰り延べ、地方自治体や国民への負担の転嫁が強制されてきました。

この結果、国内経済は成長が抑制され、縮小均衡を余儀なくされ、他面で外需依存型の経済体质を強め、日米経済摩擦に象徴されるように国際収支不均衡を一段と拡大し、深刻な事態を迎えてます。また国民的ニーズや中長期的視点を欠いた財政政策の結果、財政の硬直化が進展し、財政の資源配分機能も損なわれ、公的固定資本形成も後退の一途をたどっています。

とりわけ「昭和六五年度に赤字国債依存体质から脱却する」という政府自らの財政再建目標は反古同然となり、この五年間に政府公債は九〇兆円も増え、一九八七年度末には一五三兆円という巨額な累積を記録します。したがって財政再建を最大の理由とする歳出削減の政策理念とは何であったのか、その本質と政治責任が厳しく問われています。しかも、政府は一般会計の財源不足を資金運用部資金の流用・乱用でまかうなど、財政上のケジメをあいまいにしていることも厳しく指弾されなくてはなりません。

こうした危機的な財政状況を転換するためのわれわれの財政戦略は、以下の諸点を基本に進めます。

(積極型財政への転換)

内外から緊急に要請される内需拡大に向けて、中長期の観点を含め実質成長率5%を確保する積極財政を開拓します。このため、公共事業費を名目GNP成長率を大幅に上回る程度に確保し、国民生活を質的に向上させるため住宅・住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源、緑化対策、国土保全、地域交通整備等の生活・自然環境保全など社会資本を継続的かつ計画的に整備していくます。

積極型財政とは国民生活にとっての「積極型」であり、防衛費、補助金など不要不急の経費については徹底的に削減します。

(福祉・分権型財政の推進)

財政は、国民生活の質の向上、社会福祉の充実を目的に運営されなければなりません。このため、社会保障、教育・文化、労働、環境など国民生活の質的向上に関係する予算を名目GNPの伸び率程度確保し、当然増経費を賄うにとどまらず、制度の改善を実施します。

国民生活も企業活動も地域に存在し営まれています。このため中長期的には外交、防衛関係を除き、徵税権を含め財源配分機能を地方自治体に移管し、財政の分権化・民主化を徹底するとともに、地域の特性を生かしたブロック別「地方財政計画」をすすめます。

当面分権化の強化をめざし、中央・地方の事務の再配分を行つて、地方自治体の行うべき業務には自主財源を与えるなど地方の税財源を充実させるとともに、国が責任をもつて均衡のとれた税配分を行う。それを前提に、福祉、教育などの向上をはかつた上で、補助金の整理・合理化を実施するとともに地方債を自由化します。

(財政再建・もう一つの選択)

「増税なき財政再建」をスローガンにした臨調行革路線にそつた財政政策は、経済を縮小均衡に導き、国民生活を抑圧するだけでなく、すでに破綻しています。積極型の財政運営による、生活の質の向上を柱にした内需拡大、経済成長路線への転換は、財政再建を中長期的に、段階的に進めることを要請する。しかも、わが国が、財政再建それ自体を目的に財政運営を続けなければならない内外状況はない。むしろ積極型財政を計画的に展開することが、国際的にも求められています。財政の本来の機能である社会福祉と経済発展をめざした予算編成を続けるなかで、財政再建を達成する。このため、狭義の財政目標は五年間繰り延べます。

(財政投融資の抜本改革)

「第二の予算」と呼ばれる財政投融資制度は、これまで国の政策金融の中心的役割を果たしてきました。だが、現実には産業基盤が

優先された結果、財政硬直化とともに投融資対象の縮小傾向を招き、大蔵省の一元的運用とも相まって財政投融資計画の未消化、慢性的な振興状況を現出させている。一方で地域経済の振興は「資金不足」を理由に全く停滞しました。しかし売上税導入、マル優をはじめたままでです。

財政投融資制度の効果的展開のためには、まず大蔵省の一元的統合運用をやめさせて分権、多元的運用に改め、当面、郵貯、年金などの自主運用のワクの拡大をはかります。また一般会計で対処すべき分野（教育・福祉・生活基盤関連など）は財投ではなく一般財政に組み込む。とくに地域の自立化、活性化にむけて、地方にも「財政投融資制度」の導入をはかります。

(2) 公正な税制の実現・公平な負担

税金は国民の汗の結晶です。したがって税制に対する国民の信頼と合意の形成が出発点であり、これを前提に徴税が公正・公平に行われ、また集められた税金が公正・公平に再分配されていれば、重税感をもつ納稅者も納得します。この税制民主主義の確立が政治の基本です。

自民党政府が提起した税制改革は、シャウブ勧告いらい三七年ぶりの抜本改革という明言にもかかわらず、税制改革の理念は全く不明確です。政府は「公平」「公正」「簡素」「選

択」「活力」という理念を掲げ、政府税制調査会では、さらに「国際性」「中立性」を追加しました。しかし売上税導入、マル優をはじめ少額貯蓄非課税制度の廃止、所得税・住民税の税率見直しなどの個別的税制改革には理念との矛盾が数多く散見され、国民総批判のながで廃案となりました。

いま国民が税制に求めているものは税の公正・公平の確保です。シャウブ勧告も税の公正・公平にあり、これを基礎に地方分権の税制と所得税中心の総合課税を推進するという近代税制理念が基本的な特徴です。しかるに自民党政の税制改革では、公正・公平といふ同じ表現であつても、軸足を垂直的公平から水平的公平に移し、かえつて不公平を拡大することになりかねません。

憲法八三条は「國の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これ行使しなければならない」として、財政民主主義の原則を厳しく規定しています。その意味で、シャウブ税制の理念と同様に、納稅者と税負担者が一致する直接税こそが財政民主主義の原則に適合し、それがまた國民主権に立脚する財政民主主義のカナメです。私たちはそのことを確認し、二一世紀に向けた税制の抜本改革を次の原則で推進します。

(不公平税制の徹底的是正)
税の公正・公平の実現を最大の課題とし

て、所得税については総合課税の強化を前提に、中堅所得層の負担の軽減、課税最低限の引き上げとともに累進税率の緩和、キャピタルゲイン・土地譲渡所得など資産所得に対する課税を強化します。マル優は原則的に存続させるとともに限度管理を徹底します。法人に対する各種引当金、配当軽課など特別優遇措置の廃止・圧縮を推進するとともに、経済・社会の国際化に即して法人税の適正化をはかる。欠損法人の税負担のあり方を追求します。

(高齢化社会に対応する福祉・分権型税制の追求)

二一世紀には確実に到来する高齢化社会に備えて、中長期的な観点で福祉型税制の確立をめざす。とくに福祉の担い手は地域であることから、高齢化社会の進行にともなう税負担のあり方、国と地方との役割分担、分権化と税財源の配分のあり方などを総合的に再検討し、地方自治体を主体とした福祉・分権型税制を確立します。租税負担率は当面、現状の水準を維持するものの、税制改革の進展にあわせて福祉目的税あるいは社会保障目的税の導入を検討します。直間比率は目標ではなく、結果であるとの確認に立ちます。

(信頼と合意・国民参加の税制改革)

税制は国民の経済・社会活動にとつての基本問題であり、どのような税制改革も国民の

信頼と合意を欠落させては実現しません。そのための前提是国民に開かれ、国民参加の税制改革論議を保障することである。これまでの政府税調・自民党税調による閉ざされた税制改革論議ではなく、経済・社会の変動に即した税制のあり方も含め、国民的かつ専門的な民主的税制改革論議の機関を新設する。参議院に設置された「税制改革協議会」はその芽であり、拡大・発展させていきます。

(3) 内需拡大・世界経済活性化の金融政策

国民の高貯蓄率や対外貿易黒字などカネ余り現象を背景に、ジャパンマネーが内外で投機化し、極めて不健全な金融状況が現出しています。昨年のアメリカ向け債権・証券投資は一五〇〇億ドルにのぼり、国内でも財テク合戦が繰り広げられ、とくに金融機関による不動産投資が三〇兆円を超えるなど異常そのものです。この資金の大半は国民の預貯金や生命保険料です。したがって、これらの資金を健全で安定した投資にふりむけ循環させることが預金者、加入者の保護につながります。

そのため社会的規制の確立が緊急に求められています。

こうした金融の国際化、自由化を前提に、内需主導型に向けた経済構造の転換とともに金融政策の抜本的な転換が求められています。このため私たちは金融政策の基本として、第一に、現在の経済、金融の国際化を前提にしつつも、まず国内において、国民生活の質の向上に貢献する方向へ資金が向かうようマネーレームを規制し、資金を誘導するシステムを確立します。第二に、国際的な政策協調も以上のような視点に立ち、サーベイラント（相互監視）の厳格な実施を含め、各国が真剣に国際協調をすすめる環境整備をはかるとともに、第三に発展途上国を中心に世界経済の活性化のため、GNP二%程度の規模による「資金環流計画」を推進します。具体的には、

より日米貿易不均衡を背景にしています。こうしたなかで為替投機が熾烈化していますが、この問題の解決には日本の対米偏重貿易の是正が不可欠です。

世界金融全体からみた場合、ドル暴落の不安に加えて発展途上国の大約一兆ドルにのぼる累積債務問題が深刻なカゲを落しています。

これら諸国の債務の大半はアメリカ・ドルに依存し、ドル不安に対処するアメリカの高利政策が発展途上国の経済開発を妨げています。このため一部の国では債務凍結の動きもみられ、それがまたドル不安をかきたてています。

ドル安・円高という為替相場の動向は、アメリカの財政赤字と貿易赤字という「双子の赤字」に起因し、半面で日本の外需依存型の経済構造が招來した集中豪雨型の対米輸出に

(金融の自由化・国際化の社会的規制)

長・短金融、証券・銀行など業際の垣根を低くし、すべての民間金融機関を一元的に管理できるシステムの確立をめざします。その場合、融資先・事業等を生活の質の向上を目的としたものにするよう社会的に規制し、存在価値が十分に認められる金融機関に対しても抜本的な援助策を講じます。また証券市場の透明度を確保し、公正な取引を確立するため当面「証券取引委員会」を設置します。

(政策金融の役割と目的の変更と機構の抜本的改革)

自治体銀行を創設し、地域生活改善のため自治体の財政基盤を強化します。政府が資金援助を含め労働金庫の資金強化の措置を講ずるとともに、労働者福祉の向上のための融資を援助する。国民生活の向上のための社会の発展に必要なない財投機関を廃止するとともに、財政投融資を抜本的に見直します。

(国際的レベルでの金融政策の社会的規制による協調)

国内での社会的規制を有効かつ可能ならしめるため、国際協調を徹底的に追及する。為替については、当面国際協調を追及するが、将来的には国際的合意を前提とした為替の安定化をはかるため、「新ブレトンウッズ体制」を提唱し、新世界経済秩序の確立をめざします。国際的な規模での生活基盤を充実させる

ための社会資本の整備を行うよう金融体制を確立すると共に世界の貧困・飢餓の克服、環境保全をめざした国際的な規模での資金還流計画を策定・実施する体制を国際協調によって確立します。

5 世界に貢献する日本、グローバルな視点にたつ経済プラン

(1) 世界に貢献する経済

第二次世界大戦で生産設備の大半を破壊され、そして資源のない我が国が戦後四〇年を経ていま世界のGDPの一四%世界第二位の経済力を持ち、勤労者の賃金も円高によってアメリカを抜いて世界一となり、また世界で生産される食糧の二〇%を人口二・五%のわが国が消費しています。一方世界にはGDP三〇〇ドル前後の開発途上国や飢餓、貧困、ワクチン不足などで年間一五〇〇万人の子供たちが死亡している最貧国といわれる国もたくさんあります。

わが国は、エネルギーの九〇%、工業原料も極く一部を除いては大半を輸入し、これを加工組立てて、世界各国に輸出することで、国民の生活を支え、今日の経済発展を遂げました。私たち日本人の毎日の暮らしは、世界の人々、資源、世界各国との深いかかわりの上に成り立っています。敗戦によつて多く

の生産設備が破壊され、外資もなかつたわが国は、産業基盤整備を優先し、税制、金融の優遇措置や、外国からの競争禁止または規制するなど、産業の保護育成と国際競争力の強化を産業政策としてとつてきました。そして重化学工業を中心に高度成長を果し、貿易収支が一年で一〇一四億ドル（一九八六年）もの黒字となり、対外債権も世界一の一八〇四億ドル（一九八六年）をもつ経済大国になりました。

日本が世界経済に貢献する役割は大きさを加えており、それは日本自身の健全な経済発展と一体となつています。その意味で世界経済の調和ある発展に積極的な役割を果さなければなりません。私たちはいまサミットで合意している先進国間のサーベイランスのレベルに止るのではなく積極的に東西南北をつむ、グローバルネゴシエーションの目標にむけて努力し、まずアジアにおいての実現をめざし努力します。また今後高いレベルの経済成長が見込まれ、論議されている環太平洋地域の調和ある発展に積極的に貢献します。

このように、わが国の経済政策をたてる場合、これまでとてきた政策の反省の上に、わが国が、世界経済の動向を左右する地位にありまた世界経済の東西南北の接点にあることを自覚して、調和と発展のための役割を果すことが必要です。このことはまた、わが国

経済人にも強く求められることです。

(2) 均衡ある貿易構造への転換と安定した国際通貨制度への改革

アメリカ、E Cなど先進工業国との間の貿易収支のアンバランスを是正し、深刻な摩擦を解決するため、一方では、わが国の産業構造を外需依存型、輸出中心から内需主導型、生活に根ざした産業構造に変えなければなりません。

また、内需外需の適切なバランスで経済を発展させるためには、貿易構造の改革が必要です。とくに日本はアメリカとの貿易関係の比重が余りにも大きいために、摩擦が日米の政治問題化し、しばしば大きな譲歩を迫られていました。西ドイツがE C域内の貿易を中心にしているように、アメリカへの過度の貿易関係を是正し、アジアにもっと大きな比重をもつようにして、均衡ある貿易関係に転換しなければなりません。このような努力と同時に、日米貿易の大きな不均衡を是正することは当面する重要な課題です。その原因からみても日本が過度の輸出依存体質を内需中心に切りかえる努力と、アメリカの財政赤字・貿易赤字の解消にむけた努力が求められています。私たちはこの改善をすすめるために中期の目標——例えば五年間で現在日本のG N P四%の黒字を二%台にしていくことを提唱し、日本

共同で具体化します。

さらに経済が地域型で発展しているなかで多国籍企業の比重が高まっています。先進工業国に親会社をもつ多国籍企業が、世界経済の中で大きな地歩を占め、国境を越えて大きく活動しており、一国だけの対策では対応しきれません。多国籍企業問題については、政治、経済、労働などを含めた国際的協議の場を設けてコントロールすることが必要です。

アジアN I C sの経済が、高い成長を遂げ、経済近代化に努力している中国、L L D C諸国を含めたアジアの経済関係は日本にとってとくに重要です。アジアN I C sをわが国産業を追いあげる脅威の存在としてみるのでなく、公正競争の立場で、国際分業、技術移転など経済発展に力を貸すなど、日本が積極的に努力してアジアの諸国との共生をはかる必要があります。

安定した国際通貨制度をつくることは世界経済にとって重大な課題です。いまターゲット・ゾーン、レフアレンス・レンジなど様々の構想を提起されていますが、各国間の政策協調、とくに基軸通貨国アメリカの改革が必要です。日本は国際通貨制度の安定のために積極的に努力しなければなりませんし、円の国際化をすすめる必要があると考えます。

現在（一九八六年）わが国の貿易額三三五五億ドルの内社会主義圏との貿易額は一二二

億ドルで約六%です。これは社会体制が違いますが、ココム委員会の規制が大きな制約となつております。ココム規制は一九四九年米ソ冷戦の産物で、事実上ココム規制は技術優位の国が自国の通商上の利益のために利用してきたといえます。社会主義国だけへの過度の規制を止めて、最終的には冷戦の遺物であるココム規制を廃止し、社会主義国との経済協力関係の発展をはかるようにしなければなりません。

東西、南北を問わず武力や威嚇ではなく、経済的な結びつき、文化、技術協力を進め、互に相手の国に欠かせない国になることが、平和憲法のもとでのわが国とのるべき道です。その立場から、わが国が武器輸出の全面禁止を守るとともに紛争国への武器輸出を禁止することを世界に提唱します。

(3) 「進歩と共生」のための世界計画

いま世界は、経済の面では南北較差の拡大、累積債務国（債務超過）の経済再建、また地域規模での環境保全、砂漠防止、飢餓地域の救済など多くの課題をかかえており、世銀グループの現状では打開できています。こうした問題を克服して、世界経済の発展をはかるためには、先進工業国が中心となつて一定割合のファンド（軍事費の削減・軍縮による原資を含め）を拠出して、「進歩と共生のための世界計画」

とも言うべき大きな構想が必要であり、日本がこれを提唱しこれを国際世論として推進する役割を担うべきだと考えます。また当面累積債務国の経済再建のために、わが国貿易収支の黒字分の一一定割合をアンタンドローンのファンドとして政府が債務保証をして、援助する必要があります。

また、日本の国際経済協力も大きく改革しなければなりません。わが国のODA援助は、三七億九七〇〇万ドル（一九八五年）世界第三位、GNPの〇・二九%ですが、これまでの援助は、主として大規模産業基盤整備に力点が置かれてきました。また援助の結果についての評価も充分に行われず、むしろわが国企業の輸出をのばすために利用されてきたという批判もあります。援助額についても経済力に見合ったGNP〇・七%まで早く増額することが必要ですが、大切なことはその内容です。これまでの援助では、新鋭設備を設えつけても、メンテナンスの教育が充分に行われなかつたため、部品が一つ壊れただけで動かなくなっている施設、近代的用水設備で農村協同体が破壊されたり、大型漁港、漁船の援助で零細漁民が、海を追われ貧民に転落したといった例が多くあります。

これは、その国の生活文化、経済技術力などの実情を無視した、わが国の都合による効果的援助、企業の利益を優先したからで、発

にします。

6、平和・軍縮の象徴となる日本

日本はアジアに位置し、米中ソ三国の接点にあるだけでなく、地勢学的にも経済的にも展途上国——先進資本主義圏と社会主義圏、産業優先策を押しつけるのではなく、その国の生活文化、伝統産業を大切にし、産業基盤だけではなく、教育、衛生などの生活関連、技術移転、留学生の枠の拡大など、国民生活の着実な向上に役立つようたとえば零細援助を低利長期資金ファンドとして援助し、その国内制度として運用できるようにするなど、直接国民生活に役立つ援助のあり方を工夫することが必要です。

また最貧国に対しては、緊急の食糧、物資を援助するだけではなく、その国が自立するために必要な援助にしなければなりません。

こうした経済援助、協力が、相手国の経済、国民生活向上に役立つようにし、また納税者である国民の納得できるものにするためにも、援助についての国会の承認、評価を義務づけるなどを骨子とした「対外経済協力基本法」を早急に制定します。民間ボランティアによるLDC、LLDCに対する支援活動も

熱心に行われていますが、こうした活動も民間の善意にたよるだけでなく海外援助の一環として位置づけ、政府資金を使用できるようになります。私たちにいま求められているのは、

展途上国への企業（工場）の場合も中間原材料、部品をわが国でつくるより安く入手できるという、わが国の都合、企業の損得だけでの工場立地は、結果的には、相手国の国民に日本の経済侵略、資源の収奪と映ります。発展途上国への援助、協力は、わが国が歩んだ産業優先策を押しつけるのではなく、その国の生活文化、伝統産業を大切にし、産業基盤だけではなく、教育、衛生などの生活関連、技術移転、留学生の枠の拡大など、国民生活の着実な向上に役立つようたとえば零細援助を低利長期資金ファンドとして援助し、その国内制度として運用できるようにするなど、直接国民生活に役立つ援助のあり方を工夫することが必要です。

また最貧国に対しては、緊急の食糧、物資を援助するだけではなく、その国が自立するために必要な援助にしなければなりません。こうした経済援助、協力が、相手国の経済、国民生活向上に役立つようにし、また納税者である国民の納得できるものにするためにも、援助についての国会の承認、評価を義務づけるなどを骨子とした「対外経済協力基本法」を早急に制定します。民間ボランティアによるLDC、LLDCに対する支援活動も

平和憲法の理念にむけて、現実から確実な平和の一歩一歩をつみあげることです。日本がもつこのような役割を積極的に果していくならば、かつてヨーロッパの安全保障に歴史的な役割を果した西ドイツのプラント政権と同じような、あるいはそれ以上の貢献をすることが出来ると考えます。このような立場からつぎのような平和政策を推進します。

(1) 核軍縮の推進

いま最も重要なのは核兵器の全廃をめざして、核軍縮を推進することであることは言うまでもありません。私たちは米ソをはじめとする核保有国がそのために積極的に努力することを要求してきました。その立場から、いまINF全廃をめざして交渉が進行していることを注目し、それを早期に実現させようとして強く求めます。その動きのなかで私たちはアジアにおける核軍縮の具体化を強く要求し、アジアINF全廃とアジア非核武装地帯の設置を当面する大きな課題として推進します。核兵器のないアジアを実現することは二一世紀にむけた私たちの重要な使命です。

(2) アジア平和保障会議の実現

私たちはアジアで、一年前、すでにヨーロッパで実現したヘルシンキ宣言と全欧安全

保障会議と同様に、更にそれ以上の軍縮への機能を含めて、アジア平和保障会議が実現するよう努力します。それは大国・小国を問わずすべての国が参加するものでなければなりません。私たちは長年にわたってその実現を要求してきましたが、かつてのベトナム戦争、中ソ対立、朝鮮半島の緊張が大きな障害となつて進行しませんでした。しかしいま、それらの条件は変化し、解消あるいは緩和して来ました。その具体化にむけて新たな努力をすすめなければなりません。二一世紀まであと一二年——私たちはアジアの平和機構を実現して新しい世紀を迎えることになります。

(3) 諸国民との友好・交流の強化

日本は社会体制のちがいをこえて諸国民との友好関係を拡大する大きな責任をもっています。私たちは、東西南北の接点にある、日本のもつ平和への立場から、広くすべての国との友好関係の発展のために努力します。その中で日米関係は大きな比重をもっていますが、日米経済関係の緊張した状態を双方の努力で改善すると同時に、軍事同盟と東西対立の現状から着実にデタント・軍縮にむけて努力しなければなりません。私たちは日米安保条約から平和友好条約への転換の時代を展望しながら、世界的な軍縮とアジアの平和を推進します。中国・ソ連との関係を一層改善し、

国民的な友好関係を強めることが、平和と軍縮に大きな意義をもっていることは言うまであります。私たちは朝鮮半島の緊張が緩和し、自主的平和統一がすすむ事をねがつてきましたが、とくにいま、韓国で民主化への大きな進展があることを歓迎し注目します。これが大きく進行し、朝鮮の自主的平和統一への新たな動きが進展することを期待し、オリンピックの成功をねがいながら、朝鮮民主主義人民共和国、韓国との交流をすすめます。

(4) 世界平和の象徴としての日本

私たちは、歴代自民党政の軍拡路線に反対し、とくに最近、自民党政の長年の公約であつた防衛費のG.N.P.1%枠、専守防衛をやぶることに強く反対してたたかってきました。日本が平和憲法の立場で世界に貢献するために、日本自身がその証明となる努力をすすめなければなりません。私たちは自民党政によってつくり出された今日の危険な現実を直視し、日本を平和憲法にふさわしい姿にするために全力をあげて努力します。世界の人びと力を合わせ、米ソをはじめグローバルなデタントと軍縮を進展させ、アジアの平和保障機構を実現し、平和への国民的結集の力で当面防衛費を凍結するとともに、さらに段階的削減をはかります。

7 豊かな人間性と文化の社会

(1) 世界一の経済大国——充たされぬ心

軍国主義の悪夢から開放された戦後日本は民主主義社会を国家目標として出発しながら、ひたすらの飢えと貧困からの脱出に全力を傾けました。

この時期をこえるや、ひたすら経済主義に徹し、六〇年代に始まる高度経済成長に支えられて、ついに世界一の経済大国を出現せざるに至っています。

しかし、未曾有の富と一定の生活水準を実現させながら人々は今、物質的豊かさに充たされることなく心の豊かさを求めて二一世紀の日本を模索しています。

そこでは「必要な対象」から「欲望の対象」となった“もの”的質と量が問われると同時に、人間の生き方や生活の仕方という精神的心理的領域に至る豊かさの内実が問われております。私たちは、新たな革新の時代のモラルと国家目標の設定が求められています。

(2) 失われたものは何か

経済主義の時代を貫いた理念と目標は、一つには利潤追求第一主義による日本株式会社の成功であり、個々にとつては経済優先の価値観とマイホームの実現でした。

この間、たえまない技術革新と企業間の激しいシェア争いが進み、人々はその小さな暮らしを守るために、子供から、お年寄まで、そのライフサイクルのすべてが競争原理のもとにおかれることになりました。

かくて、経済主義が私たちにもたらしたもののは何か。

第一に、それは人間と人間との関係が破壊されたことです。

損か得かを唯一の物差しとする価値観、自己本位の生活態度は人々の暮しから思いやりや相互扶助の精神を奪い、抜きざしならぬ人間関係の孤立化を深めました。

第二に、人間と環境、とくに自然との関係が破壊されました。いわゆる生態学的循環の破壊はすでに「公害問題」の域をこえて文明論的意味が問われるに至っています。

第三は、日本と諸外国、とりわけ、日本とアメリカ、日本とアジア諸国との間に深刻な対立と矛盾をつくり出したことです。

私たちが今、豊かな人間性と文化にあふれる二一世紀の日本を描こうとするとき、まず、着手しなければならないのは、この三つの失われた関係を復活させることであります。

(家庭と地域からくる生活文化)

快適さの見直しは、従つて既成の文化に対する批判的内省から出発します。

そこでまず見出すものは「会社人間」の寒々とした「核家族化」と地域社会との断絶です。

(創造的な欲望を充足させる時間と空間のゆとり)

人間が人間として、豊かに生きることは衣食住における必要な対象が充たされると同時に、その生活の充分なゆとりの中で個々の創造的な欲望の対象が充足されることです。

そのためには、芸術、スポーツ、レジャー等、あらゆる文化のジャンルに一人ひとりが充分な時間をもつことのできる労働時間の短縮と、それを満足させる施設、環境が公の側から準備されなければなりません。

(与えられた文化、画一性からの脱却)

同時に、その快適さは、資本によつて与えられ、管理された情報や消費の押しつけから抜け出す自らの意識変革の可否が問われるとともに、人間として生きることの積極的な意思と個性をもつことが求められています。

ん。

そこでは文化的消費や快楽への商業主義的な無限のいざないに対し、個人が自立的な文化的欲求を対応させることができかどか——テレビとごろ寝、カラオケの文化から抜け出す自らの意識変革の可否が問われるとともに、人間として生きることの積極的な意思と個性をもつことが求められています。

私たちは家族と家庭、家庭と地域社会の間で、まず、失われた人と人の関係をとり戻さなければなりません。

そして、家族との交わりや隣近所の地域社会における町内会やPTAなど様々なふれあいの中に本当の人間としての快適さや豊かさを再発見する中から新しい生活文化の創造の道を見付けることが出来ます。

カルチャーセンターや親子劇場の運動、誰もがいつでも気軽にやすく利用できるリゾート型の保養施設の整備などは、こうした個人のくらしと地域、社会の連帯を基礎とする、生活文化の改革要求によって個性的に築き上げられてゆくべきものであります。

(豊かな感性と個性を育てる教育)

このことは教育の場でより本質的に問われねばなりません。

輪切り、選別、能力万能のつめ込み主義、おしきせの知識に貫かれ、人間を商品として扱うことしか知らぬ教育体系は、産業社会の行き詰りの裏側で人間喪失の時代を作り上げてしましました。

自分の頭で考え、自分で判断し、自分の生活に責任を持つ。——そういう自由かつ達な人間像の形成を教育の基本目標にすえ直し、学校と家庭と地域が三者の共同責任で構築する教育システムの確立が急がれます。

新しい時代を担うる子供たちの豊かな感

性と個性をとり戻すことなしに私たちは二一世紀の可能性を語ることは出来ません。

(自然、科学技術と人間生活との調和)

あらゆる文化・芸術の歴史は人間と自然との葛藤と調和の中に彩られてきました。

人間の豊かさも快適さも終極において、自然との調和の中に求めることができます。

しかし、現実の経済主義は取り返しのつかぬ自然破壊を進め、愚かな人間の知恵の自殺行為ともいうべき事態を生じています。

この状況を押し止めるには経済主義の論理から文化の論理に人間社会の価値観を転換させ、改めて人間の知恵で資本の論理をおさえこむほかはありません。

科学技術の発達についても同様な事態が生じはじめています。

本来人間の豊かさや快適さを保障する筈の科学技術の進歩が人間生活の制約や破壊をもたらすとすれば、まさに世紀末的倒錯というほかないません。

この倒錯を今日の政治支配がただし得ないとすれば、ここでも又、人間復権の理念を封じさせることによつて科学の理念をとり戻し、生活と科学技術の調和にもとづく真の豊かさを保障する新たな政治を実現させなければなりません。

が、単に物質的な見せかけの豊かさに留まらず、生活の質の転換と芸術文化の向上を国家目標に掲げることは、必然的に国際社会に対して、もう一つの日本を提示し、対日認識の基本を問うことになります。

国際化とはあり余る円を懷に海外に買物ツアーを繰り出すことでもなければ、何億円もする外国の美術品を買い漁ることでもあります。まして、膨大な貿易黒字に代えて、文化の大量輸出をあてようとするなどはゆるされぬ大国主義といえましょう。

それぞれの国のもつ伝統的な芸術や生活文化を交流させ、日本と諸外国との歴史的結びつきを検証しながら、相互の芸術的創造性を刺激し合うことであり、生活のレベルでは日本人のくらしを世界のくらしの知恵とつき合せることによって、日本の良さを理解して貢献することによって、より充実した質の高い生活文化を相互につくりあげることであります。

ここでは、政府や企業の対外活動にとつてかわる自治体の友好都市運動や市民レベルにおける多様な国際交流、ホームステイ活動などが重視されなければなりません。

経済大国に代わる文化大国ではなく、経済大国を超える文化立国が求められています。

(国際社会に示すもう一つの日本)

この様にして、今や経済大国となつた日本

芸術文化は上部構造として、その時代の経済や社会の在り方に大きなインパクトを与える、もうひとつの政治としての側面をもち、

平和と自由、人間開放の精神にあふれた優れた芸術文化は、しばしば権力政治のするどい批判者たる役割を果してきました。かかる役割から、芸術、文化はいかなる権力や利害からも独立し、完全な自由を与えられなければなりません。

また芸術、文化は本来、資本主義的採算性のらち外に存在するものであり、文化立国の道は、国家が国民の芸術的、文化的欲求について万全の保障を行うことによって拓かれました。

建築、美術、音楽、映画、演劇、舞踊、文学、スポーツなど、芸術については、必ず、その成果の送り手と受け手が存在し、いつの時代においても、その両者の良好な緊張関係が創造的な高い水準の作品を生み出してきました。

従つて、文化立国を目指す国は、その送り手たる「芸術家の育成（その生活保障を含め）」とその受け手たる国民の「鑑賞の機会」との双方において責任を果さなければなりません。

また芸術の創造過程では常に、古さ（伝統性）と新しさ（創造力）の対立、（超克）関係が不可欠であり、従つて、伝統文化、古典芸

術の保存、継承と、すべての国民に開かれた創造と発展の場が用意される必要があります。

さらに、芸術文化の多様化とアマチュアによる芸術活動の拡がりは、単なる愛好家、鑑賞者の立場に止まらず、自ら演じ、制作する参加の芸術を大きく発展させ、大衆芸術の新たな可能性をみせはじめています。

とりわけ、芸術的感性の強い婦人、青年達の創造意欲を受けとめる多様な施設、環境を作り出しが急がれます。

また、今日の芸術振興策は商業主義の行きすぎや画一性を排除するため、大都市中心から積極的に地方の芸術文化の育成・活性化に向けられなければなりません。

かくて、全国津々浦々に、多種多様な国民の芸術文化の欲求が満足させられた時、人が人間である証しとしての日本文化が花開き、国際社会にも誇りうる文化立国の道が開かれてゆくことにもなります。

(5) 新たな時代の革新のモラル

私たちには、豊かな人間性と文化の社会を求めてくらしの質の転換と文化立国を国是とすることを提案してきました。

今、二一世紀におけるもう一つの日本のグランドデザインを実現させるに当り、私たちは、その理念となる革新のモラルを次の如く

主張します。

フランス革命の自由・平等・友愛の諸価値を今日的内実をもつて蘇らせよう——と。

自由、かつて軍国主義の（暴力的な）支配から逃れてかちえた自由が、今や物質的な豊かさにおぼれて、人間として孤独な、不自由に逢着した時、私たちが求める自由は、自立した個人の共感と連帯の中に喜びと生きがいを感じる人間的な自由である——と。

平等、階級的差別のみならず、能力主義に貫かれた管理社会が生み出す人間としての格差、性の差別がつくり出す不平等、国際社会におけるおごりと偏見にもとづく人種差別をゆるさない人間として、人類としての平等が今求められている——と。

友愛、豊かさが貧しさに与える恵みではなく、恵まれた者が恵まれぬ者に対する同情でもなく、やさしさといったわりに満ちたシンパシー、それはまさに共感と呼ぶ以外にない心で結ばれた人間関係の復活。

家族を愛し、隣人を愛し、自然を愛し、平和を愛するモラルに支えられた世界の中の日本——と。

(II) 社会経済転換計画をすすめるプロセス

——二段階・二つの中期五カ年計画を中心にして——

1 二一世紀への改革の前提条件

二一世紀に向かう私たちの到達目標を集約的に表現するならば、それは①核からの離脱、②軍事同盟からの離脱、③ドルからの離脱であり、さらに言えば、④国家中心の発想からの離脱が求められています。モノ・ヒト・カネ・情報が国家も国境も超えて世界的に流通・移動・交流しているにもかかわらず、政治は国家や国境の枠組みの中で対立し、紛争・殺戮・戦争を繰り返していることは不条理そのものです。したがつて、二一世紀への私たちの展望は、かけがえのない地球を一つの社会として認識することから始めることが必要です。この意味で、日本の二一世紀像は、地球社会の一構成員というグローバルな観点で経済・社会・文化、そして政治や平和・軍縮を展望しなくてはならず、日本のみの非核化とか、日本のみの幸福追求という立場にとどまるものであつてはなりません。

この認識に立つならば、われわれが二一世紀に向けて果たすべき課題は内外に山積し、政策選択も多様ですが、他面で困難も余りに

多く存在します。とりわけ、三〇年余りにわたる自民党一党独裁の政治が蓄積した諸矛盾は、国内的にも、国際的にも拡大し、政治、経済、社会あるいは文化の面でもヒズミやユガミが顕在化しており、いまほど大胆な発想に立つ政策転換が求められている時はあります。

しかし、私たちの社会経済転換計画は、自民党政治がもたらした“負の遺産”を引きついで出発せざるを得ず、その点で様々な制度的・構造的制約を直視し、段階を追つて制約条件を克服していくことになります。このプロセスを欠落させたプランニングは、“絵に描いた餅”にすぎず、現実性、説得性が問われかねないことを銘記しなくてはなりません。私たちの計画は絶対的というハードなものではなく、ローリング方式の採用など、英知を出し合つて一層豊かな内容に仕上げていく必要があります。

このため、私たちの社会経済転換計画は、転換のための「七つの目標」を具体化するにあたつて「二段階・二つの中期五カ年計画」というプロセスを設定します。これは、“負の遺産”という現実との厳しい格闘を通じて次のステップを確実なものにするという、改革の積み上げを重視するからにほかなりません。したがつて、第一段階の五カ年計画では%強を記録するに至り、戦後の主要先進国においても例をみない異常な事態になつていま

然です。むろん緊急課題であつても、例えば都市再開発の事例のように課題の性質上、二段階（一〇年）にわたる場合もあれば、その後の新たな計画に引き継がれる課題があることも否定できません。

2 第一段階・中期五カ年計画の基本的考え方

中曾根内閣の経済政策がもたらした最大の問題は、長い間の臨調行革路線による緊縮財政が輸出主導型の経済構造を加速させ、体质化させたことであり、それが日米貿易摩擦に象徴される对外経済不均衡を現出させています。日本の経常収支黒字は昨年、GNP比四%強を記録するに至り、戦後の主要先進国においても例をみない異常な事態になつていま

す。日本の貿易黒字は八六年下期いろいろ若干

の縮小傾向をみせているものの、この現状で

推移するならば、不均衡の拡大による対立がますます激化し、日本の世界中から集中砲火

を浴び国際的に孤立する危険性も濃厚です。

このため、私たちの社会経済転換計画では貿易不均衡の是正を緊急、かつ戦略的課題と

して位置づけ、国民の可処分所得の拡大、生

活関連の社会資本投資など、国民生活水準の

向上に直結する内需拡大策を重視し、それを

通じて内需主導型の経済構造への転換をめざ

します。しかし、この改革の過程には、自民党政治がもたらした大都市問題や土地急騰、

地域経済の疲弊と雇用問題、内外を通ずる財

テク・マネーチームなど社会病理的な問題が

山積しています。また日本経済が世界GNPの一四%を占めるに至った今日、世界に貢献

する役割と責任も強く求められています。

したがって、私たちは社会経済転換計画の展開にあたって、第一にグローバルな視点を重視すること、第二に中長期的な視点をふま

えつつ短期的な視点との接合を十分配慮して

いくこと、第三に「生活の質」の向上を目標に円の内外価値の一致をめざすこと。以上の

三点を政策理念として内外政策のプランニングをすすめます。もちろん、その前提として

国民参加の計画づくりという方法論も最大限に重視していきます。

3 豊かな社会への七つの改革プラン

私たちの社会経済転換計画では、第一段階の中期五ヵ年計画として次の七つの改革課題に集中的に取り組みます。

(1) 一人あたりGNP世界一に見合う「シビル・ミニマム」プラン

① 国民のライフサイクル、ライフスタイルに立つた生活設計の確立、そのための所得

税・住民税の大幅減税、不公平税制の是正。

賃金引き上げと賃金格差の縮小、その基盤となる最低賃金制の見直し。

② 労働者の権利としての週休二日制・週四

○労働時間制の確立、中小零細企業に対する時短助成措置。国際水準に見合う公正労

働基準の遵守。ILO諸条約の全面批准と国内労働法制の整備。雇用のミスマッチ対策とワーキングアーリングの推進。パート労働など不安定労働者の保護。

③ 産業構造の転換、経済ソフト化、技術革新に即した公的職業技術訓練の拡充、地方

自治体・企業における職業転換教育への助成。

④ 円高差益の還元と流通機構の近代化、合理化による流通コストの引き下げ。農業生産性の向上による農産物価格の引き下げ。借地借家法の見直しと家賃適正化。

⑤ 第三セクターを含む公的余暇・スポーツ施設の拡充。無税化と料金引き下げ。有料道路の償却点検の厳密化と無料化。

⑥ 「生活の質」の向上に見合う生活のあり方改善運動の推進。ノーマライゼーション（共生）に即した難民・飢餓救済・社会的弱者援助などNGO活動の推進。

(2) 豊かなくらしをめざす「社会生活財倍増」プラン

① 都市地域の下水道一〇〇%普及への着手。併せて電線・電話線、ガスの共同溝化と電柱跡地の活用による街区緑化と都市美観の確保、都市リフォームの推進。

② 大都市圏の高層化・高度利用に向けた再開発の推進。自治体主導の土地共同利用と共同住宅化（利用権優先の合意と参加を前提に）、市街化農地の高層共同住宅と優遇税率の創設。土地投機の排除。緑とオープンスペースの確保。通勤地獄と遠距離通勤の解消へ。

③ 人間と自然との共生を前提に山村・海滨の公的大規模リゾート基地の開発。地域の個性化の追求と国際交流の推進。

④ ノーマライゼーション（共生）の理念による福祉型まち作りの推進。高齢者と子どものコミュニケーション広場づくり。生涯学習、生涯スポーツの基盤整備、行政の文

化と総合文化施設整備。

- (5) 「社会生活財倍増プラン」の推進による
新たな雇用創出と地域特化の職業訓練施設
の整備。

- (3) 雇用創出を主体とする「地域活性化・自立化」プラン

- ① 地価急騰、住宅難、交通渋滞、通勤地獄、物価高、社会資本の立ち遅れなど「東京問題」の解決と再生。東京圏一極集中のは正（教育・研究機関、管理機能などの地方分散と税財政・行政の分権化）による自立化と活性化の推進。
- ② 個性ある地域づくりとロックごとの経済・産業の振興。交通・通信・情報などブルック別ネットワークの形成。地域間の国際経済交流の推進（北方経済圏、日本海経済圏、東シナ海経済圏交流など）。
- ③ 地場産業、伝統産業の保護と拡充、そのための高付加価値技術研究・開発の共同化と援助強化。地場金融（地銀、信金、郵貯など）の確保と誘導システムの確立。
- ④ ソフト・エネルギー開発への本格的着手。小規模・自主エネルギー開発の推進。
- ⑤ 産業と雇用の一体化による五〇万人雇用創出の推進。経済のソフト化、サービス化に即した職業技術、地域特化の技術訓練の拡充。

(4) 世界に貢献する「地球社会の福祉型成長」
① ODAの質量両面における改善と援助システムの抜本改革、経済協力におけるNGO、地方自治体の役割の位置づけ、そのための対外経済協力基本法の制定。

- ② 「資本還流計画」の質的・量的改革と拡大による世界経済の活性化。砂漠緑化、酸性雨対策をはじめ「世界公共投資基金」の設定と具体化。ソフト・インフラストラクチャ（教育、交通、通信、医療など）の推進と技術移転。公費留学生（大学、研究所、企業などとホームステイ）一〇万人計画の推進。

- ① アジアにおける緊張緩和と信頼醸成措置をすすめるため、全欧安保協力会議と同様の協力会議の推進。米ソ間のINF交渉の進展に即してアジアINFの一掃にむけた「東京交渉」の促進。
- ② 非核三原則の厳守。東北アジア、ASEAN、南太平洋など非核平和地帯化の推進。
- ③ アジア諸国間の信頼関係の確立、平和と進歩の関係を発展させるための経済、学術・文化、スポーツなどの個別的あるいは多国間交流の促進、そのための財政援助。とくに朝鮮半島の緊張緩和と平和・統一のための「南北対話」の促進と国際環境の整備、八八オリンピック成功への協力。

- ④ 防衛費の凍結と対GNP比一%枠の厳守。日米共同演習など緊張緩和と平和に逆行する軍事行動の規制。自民党政府の内外公約である「専守防衛」を逸脱する自衛隊。在日米軍の装備・配備の禁止または規制。SDI参加の中止。シーレーン防衛構想の廃棄と関係国による「平和の海」の実現促進。
- ⑤ 軍事基地の拡張中止と基地公害の完全補正。

「新プレトンウツヅ体制」の推進と新世界経済秩序の確立。

(5) アジアの平和をめざす「軍縮と進歩」のプラン

償。自衛隊員の生活と基本的人権（団結権など）の保障、転職のための技術習得機会の保障。

(6) 二一世紀をめざす「文化立国」プラン

- ① 経済大国を超克する「文化立国」をめざし、「生活の質」の向上に見合う創造的文化活動と政治・行政の文化化の推進。伝統文化や現代の創造文化の保護と地域文化の担い手の育成、地域文化施設、ミニ図書館の拡充。生涯スポーツの推進。
- ② 国際化時代に即応した異文化交流の推進と国際文化交流センターの設置。公費留学生の拡充、外国人教師の公教育への登用などによる文化交流の推進。地域・自治体レベルの国際間文化交流の推進。
- ③ 音楽、美術、映画、演劇、建築など専門的文化活動者の年金、医療保障制度の確立。自由な創作活動の発展の場の確保と舞台入場税の完全撤廃。行きすぎた商業主義的文化的コントロールの検討。「平和文化賞」の創設。
- ④ 文化活動の地域格差のは是正と観る文化から参加し、創造する文化の推進。大衆的文化活動施設の拡充。
- ⑤ つめこみ・偏差値教育を是正し、創造性豊かな教育システムへの転換、のびのび教育のための三五入学級、高校全員入学の実

現。学校・家庭・地域の共同責任による教育システムの確立。生涯学習の保障、公教育への情報技術訓練の導入、外国語教育の低学年実施。

(7) 内需主導のための「積極型財政」の展開

- ① 日本の潜在成長力を前提に、計画期間中に年率実質5%程度の成長を確保する積極予算の編成。マイナス・シーリング廃止。繰り延べ。
- ② 狹義の財政再建目標の中期計画期間中の推進。
- ③ キャピタルゲイン、土地など不公平税制の徹底的正と防衛費、補助金など不要不急経費の削減をはじめ国民的行政改革の推進。
- ④ 財政投融资の分権と多元的運用、目的と機構の改革など抜本的な見直し。地方に「財政投融资制度」の導入、起債の自由化。

4 第二段階・中期五カ年計画の基本的な考え方

- 社会経済転換計画における第一段階・中期五カ年計画は、主として自民党政権がもたらした「負の遺産」を是正する対症療法という位置づけをもちます。このため政策体系の総合性、体系制に欠ける部分があるのは当然といえます。
- これに対して第二段階の中期五カ年計画は
- ⑤ 國際通貨の安定化と累積債務問題を含む発展途上国の経済的自立化。国際機関を主軸とした東西・南北を超えた「進歩と共生の世界計画」の推進。
 - ⑥ 全面核軍縮、世界的軍縮の推進と地域紛争の平和解決システムの確立。防衛費の段階的削減と日米安保条約の日米平和友好条約への転換。
 - ⑦ 「地球は一つ」の観点による平和・軍縮、

一期五カ年計画の進捗状況や検証をすすめつゝ、構造転換、構造調整を本格的に開始することになります。この場合の政策展開は、一期五カ年に掲げた政策理念をさらに徹底し、「参加・分権・自治・連帯」という社会党本来の政策理念の具体化が求められます。

第二段階・中期五カ年計画の主要なプランニングは次の諸課題が中核になります。

① 高齢化社会に対応する「社会改造計画」の推進。

② 「生活の質」向上を目標としたライフスタイル、ライフステージに立った生活設計の完成。

③ 大都市再開発、首都機能の分散・分権と地域開発を含む「均衡ある国土総合開発計画」。

④ 産業構造の転換と新エネルギーの開発導入。留易構造の多角化とアジア・太平洋経済圏の構築計画。

⑤ 國際通貨の安定化と累積債務問題を含む発展途上国の経済的自立化。国際機関を主軸とした東西・南北を超えた「進歩と共生の世界計画」の推進。

環境、宇宙と海洋、文化と人権など「世界

連帯運動」の推進。

III 国民の力が社会を変える＝転換の力と方法

私たちはこのような二一世紀への社会経済の転換に正面から取り組み、その実現を目指して前進します。その過程は決して旦たんたる道ではないし、計画を深め、国民のものにするためにも、それを現実にするためにも、真剣に努力し汗を流し力をあわせなければなりません。自民党政治のもとでは国民的 requirementとしてその努力が展開され、九〇年代から二一世紀にむけて私たちの革新連合政府を作りあげる事によって、その目標が堂々と実行にうつされることになります。それは、さまざまの困難と制約をもつ努力の道筋ですが、自民党政治とちがつて、国民が希望にむけてすすむ道であります。

この転換を実現するのは国民の力です。私たちは権力的な改革方法に強く反対し、また行政中心で上から政府の政策を展開する方法もとります。ましてや前衛政党的な姿勢での改革方法はあくまで排除します。国民多数の合意を基礎に、国民が権力への依存でなく、主権者として大きく目覚め、立ち上がり、真に社会の主体となるなかで新しい社会が造られると言えます。そのための努力を地域と自治体のさまざまな運動と努力、労働者を中心

とする労働と生産における改革、平和と共生・社会進歩のための国際活動を進めていくたいと思います。私たちの思想は市民参加による改革であり、今日の都市問題、土地問題を考えただけでも、それが唯一の問題解決への道であることは明らかです。

このような視点でとくに国際交流を政府だけでなく、政治家、労働、自治体、平和問題、市民運動などあらゆる分野で広げることを重視しなければなりません。経済の面をみても現実には地球型経済が急テンポですんでいる中で、幅広い国民レベルの交流をすすめ、NGOなどの組織された国際交流の発展をベースにして強力の新しいシステムが構想されなければなりません。「国家」あるいは「国際国家」という発想でなく、共生する国際社会の一員という意識での活動がいま求められています。

社会を構成するのは人間である。政治も経済もさまざまな社会の仕組みも人間と人間社会の幸せのためにある。私たちの究極の目標は人間の復権と豊かさの実現であります。この理念をもちながら社会党は大きな鮮明な目標にむけて、優れた具体性・現実性をもつた政策で現実に迫力をもつて取り組んでいきます。それが未来を担うニュー社会党としての国民の皆様への心からの約束です。

ながら、たとえ若干時間が延びようとも後戻りすることのない着実な改革を積み上げなければなりません。一步一歩の改革を積み重ね、大きな転換が現実となつた、という方法をとつてきます。

政治を変えることが社会を変えるための不可分の条件であることは言うまでもありません。私たちは力を合わせ、政府を担い、以上の政策を実行するためにひたむきな努力を開します。大きな自民党と分散した小さな野党、という変わらない構造があまりにも長きにわたっている日本のなかで、いま転換のための政治勢力結集の努力を真剣に展開することは野党が国民に負つてゐる共同の責務です。困難があつてもその道を真剣に追求していくのが日本社会党の使命であると決意しています。

社会を構成するのは人間である。政治も経済もさまざまな社会の仕組みも人間と人間社会の幸運のためにある。私たちの究極の目標は人間の復権と豊かさの実現であります。この理念をもちながら社会党は大きな鮮明な目標にむけて、優れた具体性・現実性をもつた政策で現実に迫力をもつて取り組んでいきます。それが未来を担うニュー社会党としての国民の皆様への心からの約束です。

一九八七・八・一九

当面の政策運営及び一九八八年度 予算編成に関する申し入れ

わが国経済社会はいま、民間企業の減量合理化の積極的推進と、縮小均衡の行財政運営に特徴づけられる経済財政政策によつて、輸出主導型の経済構造が定着し、対米関係を中心とした国際経済摩擦の深刻化とそれに伴う異常な円高の継続のもとで重大な転換点に立たされている。かかる状況にあつて今後のわが国の針路として、思い切つた内需の振興による経済の持続的成長と「生活の質」の向上をはかり、国際協調、対外経済協力による国際社会における積極的な役割を果たしていくことが不可欠となつてゐる。

昨年のG5以降の円高の持続により、わが国経済のドラスティックな構造転換に拍車がかけられるとともに、とりわけ雇用問題は、失業者数が二〇〇万人に迫り、失業率は三%を超え今後さらに悪化を続けるという戦後最悪の状況となつてゐる。その一方で、国内にく

は健全な投資の場を見出すことができず、行き場のなくなつた余剰資金が財テクノマネーゲームを引き起こし、株式・金融市場を過熱化させ、投機を助長し、さらに地価を高騰させ土地問題を深刻化させている。こうしたもとで世界金融情報都市・東京への「一極集中化」と地域経済社会の衰退、地域格差拡大が対照的に進んでいるといえる。

両「前川レポート」でも指摘されているように、以上のような状況を一刻も早く打開しなければならないことは当然であり、歴史的転換点を画するような政策運営の転換を抜きにしては不可能である。それに着手しない限りは、底知れぬドル崩落の危機、円高持続の悪循環が深刻化することは明らかであり、これを回避するには、米国が双子の赤字、すなわち経常収支の赤字と財政赤字を縮小していく努力が不可欠であるとともに、わが国が主

体的、積極的に経済構造を外需依存型から内需主導型へ転換させていくことが緊急に求められている。

こうした転換を進めるに当たつて、考慮しなければならないことは、わが国の一人当たりの国民所得は世界一になつたといわれるが、これは為替レートの激的な変動によつてもたらされたものであり、実質購買力はいまだ低く、住宅などの生活環境、社会保障、教育、労働時間、余暇など、国民の「生活の質」は欧米諸国と比べてかなり立ち遅れている点である。こうした状況を改め、生活基盤の整備を進め、高齢社会に対応する社会保障の確立、「長い労働時間」の短縮等を行うことは、内需拡大や雇用の創出につながるとともに、外需依存型経済から内需主導型成長への大転換を可能ならしめ、産業空洞化を防ぎ、もつて国際的に孤立しつつあるわが国の立場を改善し、国際協調を実現していく最善の策である。

最近、景気回復の兆しが見られるが、それはマネーゲームの隆盛による影響が大であり、根本的な経済構造の転換の方向にあるとは言えない。生活向上を軸にした自立的で持続的な内需主導型の経済構造に転換するには少なくとも五年程度の積極的な経済財政政策の継続が必要であり、中期展望をもつた継続的な内需拡大策が不可欠である政府の「緊急経済対策」も臨時緊急の補正予算の繰返しで

は意味がない。政府は、国民生活の質の向上こそ中期的な経済社会戦略として位置付け、従来の臨調Ⅱ行革審路線に沿った硬直的な緊縮財政運営を根本的に改める必要があり、それがまた長期的に見れば、財政再建を可能ならしめる唯一の策である。同時に、国民生活の質の向上や国際協調推進の障害となるマル優廃止、外為法改正などについては撤回するとともに、労働基準法改正等についても、より積極的かつ内外の要請に応じたものにする必要がある。

われわれは以上の立場から、当面の政策運営と来年度予算編成について左記の各項について速やかに実施するよう求める。

記

一、政策運営及び予算編成の基本的視点

政府は、七月末日の閣議において、対前年度当初予算比で経常的経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロを原則とした来年度予算概算要求基準を決定した。投資的経費については臨時緊急の措置として抑制方針を緩和する一方で、経常的経費については従来通りの厳しい削減方針を継続している。こうした概算要求基準を設定する限り国民の「生活の質」の向上はありません、また内外から要請されてい

る経済構造の転換も図りえない。したがって従来の臨調行革路線に基づく財政再建至上主義ではなく、日本経済の安定的発展と国際協調、内需主導型経済への構造転換を軸とした中期的な展望を持つ積極財政政策に転換し、来年度は経常的経費についても少なくとも投資的経費と同様の伸び率を確保するとともに、年金や人件費等についても当然増経費を的確に予算措置すること。

二、「生活の質」の向上のための国民的目標の設定

国民のニーズやナショナルミニマムに応えることなしに公的分野を縮小・解体し、市場メカニズムにゆだね、国民に「ガマンの哲学」を強い、政府の経費を節減し、地方財政と国民に負担を転嫁することを至上命題とするような政策運営を転換すること。そして国民が

ゆとりある生活を送れるよう「生活の質」の向上を実現し、それによる内需拡大推進を国民的目標に設定して、地域経済の再建と雇用安定、住宅をはじめとする社会資本の充実、円高差益の国民への還元、高齢社会に対応する社会保障システムの確立、ゆとりある教育・文化の創造、労働時間の短縮・余暇の拡大等を内容とした「社会経済転換プログラム」の策定、推進を図ること。

四、東京一極集中の是正と地域経済社会の振興

金融・情報、管理中枢機能の「東京」への一極集中により、持てる者と持たざる者の格差、東京圏と地方との格差は急速に拡大しており、地域の経済社会の衰退は急速に進んでおり、地域の経済社会の衰退は急速に進んでいる。こうした傾向は臨調行革路線、中曾根民活路線の帰結であり、分権・自治の推進による地域の経済社会の振興を軸とした東京一極集中の是正を図ること。そのため、地方税

現在の経済社会の歪みの集中的現象がマネーマネーⅡ投機の隆盛である。こうした構造を転換し、国民の労働を尊び、その人権を尊重し、社会的公正と公平を徹底的に追求すべきである。したがって、キャピタル・ゲイン課税をはじめとする不公平税制の徹底的是正を推進すること。

また、投機、ころがしなどによる地価の異常な高騰を是正し、国民の生活空間として土地が社会的に有効に利用されるよう、土地税率の改革と国民の生活権・居住権を侵害する「私権制限」ではなく、土地の所有中心から土地の利用中心への土地制度の抜本的改革を図ること。さらに経済効率優先、弱肉強食、管理制度の改革と国民の生活権・居住権を侵害する

財政の拡充強化と住民・自治体の自主性の尊重、地場産業・中小商工業の保護・育成策の強化、情報・通信、交通を含めた社会資本の重点的配分と財源保障、東京の管理中枢機能、研究機能の分散を図ること。

五、平和・軍縮外交と国際協力の推進

平和憲法の理念に即し、来年度予算においては防衛費を突出優遇することを止め、前年度並凍結、一%枠厳守を基本とし、近隣諸国に脅威を与える軍備増強計画にかかる軍縮・平和のための計画を早急に策定すること。

経済合理主義、戦略援助、援助国の經濟的自立の輕視など、海外から批判の強いわが国の経済協力の在り方を改め、援助相手国の經濟の自立化と民衆の生活向上に資する援助となるよう「对外経済協力基本法」の制定等により海外協力政策を抜本的に見直すとともに、民間主導の資金還流計画を政府援助主導の計画に作成し直すなど政府經濟協力を充実させること。また、わが国が經濟データントを卒先して推進していくため、ココム体制等の在り方を抜本的に見直し、東西、南北間の技術移転、經濟協力を積極的に進めること。

二、当面の重点要求

(一) 捕正予算等一九八七年度における措置について

一、不公平を拡大するマル優の廃止は撤回し、不公平税制の是正を財源とし、八七年度二兆円規模の所得減税を先行実施することともに、国民生活の質の向上、不況地域の經濟振興と雇用安定を目指した公共事業の追加、地方財政対策の拡充を盛り込んだ第二次補正予算を編成すること。

二、防衛費については、円高による為替レートの変更、売上税の創設中止等を踏まえ、対GNP比一%枠を厳守するため、正面装備費を中心に減額補正を行うこと。

三、「外國為替及び外國貿易管理法」は、為替と貿易が自由かつ秩序だつて行われることを基本目的にした經濟立法である。しかるに政府提出の同法改正案は、安全保障条項を付加しており、法の目的から大きく逸脱している。したがつて、今回の改正案を直ちに撤回すること。

四、労働基準法の改正にあたつては、当面の週法定労働時間を「週四四時間以内」とするとともに、改正法施行後できるだけ速やかに「週四〇時間制」に移行するよう措置するとともに、変形労働時間制の規制について適切な措置を講じ、年次有給休暇の最低付与日数についてILLO水準を上回る日数とすることなどの修正等を行うこと。

一、来年度予算編成については、実質五%の經濟成長を確保するため積極的な財政運営を行うこと。そのためすでに閣議で了承されている来年度予算概算要求基準を見直し、経常的経費についても一〇%削減方針を撤回するとともに、公共投資も国民生活の向上に資するものとするため質的転換をはかり。事業量を拡大すること。また、經濟構造転換と国民生活の質的向上をはかるための「社会經濟転換プログラム」を策定・実施すること。

二、大型間接税の導入やマル優の廃止は行わず、税務の執行面の是正と併せて税制の不公平を一掃するとともに、勤労国民の過重な税負担を軽減するため、制度改正による三兆円規模の所得税・住民税減税を実施すること。

三、防衛費を突出優遇せず、前年度並凍結、一%枠厳守を基本とするとともに、世界に先がけて軍縮・平和を実現するため、「防衛計画の大綱」にかかる軍事費削減のための計画を策定すること。

四、ODAは国際公約を果たすため相当の額を確保するとともに、援助対象国の民衆の生活向上、經濟の自立化に貢献するものとすると、援助システムの改革を早急に実施するため、「对外経済協力基本法」を制定すること。さらに、発展途上国の貧困・飢

餓の克服、地球的規模での環境保全・生活社会資本整備のため、各国軍事費の一律削減による基金の創設を提唱し、卒先して実施すること。

五、国民生活を質的に向上させるため住宅・

住環境整備、防災、下水道、老人福祉施設、森林資源、緑化対策、国土保全、地域交通整備などの生活・自然環境保全のための社会資本を継続的かつ計画的に整備していくこと。また事業の配分にあたっては、地域の均衡のとれた発展に資するため、不況地域に重点的に配分することとし、内需拡大効果、生括向上的貢献度の高い事業に重点配分すること。

六、社会保障関係予算については、人口の高齢化等にともなう当然増経費を確保するとともに、国保制度等において自治体や利用者への負担転嫁を拡大しないこと。また保健・医療・福祉サービスの総合化をはかるとともに、高齢者・身障者・女性等による自立的な福祉を支援すること。

国家補償の精神に基づき原爆被爆者に対する各種給付を引き上げるとともに、被爆者援護法を制定すること。

七、大都市における地価急騰を防止するため、國公有地の民間への売却を中止するとともに、自治体による土地の先買権強化と財源保障など公共的利用優先策を確立し、社会

的な土地の有効利用を推進すること。また、國土利用計画法における規制区域指定の発動、地価評価制度の一元化等を行い、さらに土地譲渡所得課税の強化など土地税制を抜本的に見直すこと。

また、地価の異常暴騰により来年度における固定資産評価替えに基づく固定資産税大幅引き上げが必至の状況にかんがみ、国民の負担増を回避するため、小規模居住用資産等については、その税額を八七年度税額に据え置くこと。さらに相続税についても、居住用資産等について免税額の引き上げを行うこと。

八、内外から批判を浴び、わが国の最大の課題となつてゐる長期間労働の是正は、生活

の質の向上と内需拡大に深くかかわるものであり、労働基準法の改正が、この長時間労働を正のために有効に機能するための諸措置を講ずること。具体的には、年間一八〇〇時間（新前川レポート）を早期に実現するため、金融機関、官公署の完全週休二日制、土曜閉庁を早期に実施し、中小企業、サービス業等においても労働時間の短縮が横並びで推進されるよう措置することとともに、学校五日制の早期導入の条件整備を直ちに推進すること。

九、深刻な雇用情勢に対処するため、地域活性化を軸とした内需主導の安定成長を目指す

し、特に鉄鋼、石炭、造船等不況業種、輸出関連中小企業、その企業の立地地域での雇用対策を重視すること。不況が深刻な地域を中心に、少なくとも五〇万人の新規雇用の創出が必要であり、そのため、特別交付金の交付等思い切った対策を講ずること。

十、中小企業向け政府金融の融資条件の改善と金利引き下げ、不況業種の指定の拡大を図るとともに、中小企業の技術高度化のため人材育成政策を強力に推進すること。また下請代金の支払い期間短縮、適用業種の拡大、罰則規定の設置など「下請代金支払い遅延防止法」の早期改正を図ること。

十一、「六年制中学校」や「初任者研修制度」などの国民的合意を欠く臨教審の具体化の予算を計上せず、教育内容の精選、受験競争など教育システムの改革、四〇人学級の早期達成、私学助成の拡充など教育諸条件の整備を行うこと。また、「有給教育休暇制度」の確立など生涯学習の条件整備をはかるとともに、思い切った文化予算の増額を行うこと。

十二、日本農業を自立させ自給率を高めるため、価格政策とともに農業構造の改革を実施し、政府は、食管制度の根幹を守り、コメの輸入自由化は行わず、牛肉、オレンジなどの農産物については、輸入自由化・枠拡

大を行わないこと。

また、社会資本としてみどりを位置付け、国有林野事業の再活性化を保障するため一般会計から国有林野事業特別会計への繰り入れ拡大などにより財政基盤を確立するとともに、民有林の活性化対策等を講ずること。さらに、わが国周辺水域等における漁業振興をはかること。

ること。さらに、税制改革にかかる一九八八年度において生ずる地方財政への影響額については国の責任で補填すること。
右、申し入れる

一九八七年八月一九日

日本社会党書記長
山口鶴男
日本労働組合総評議会事務局長
内閣総理大臣
中曾根康弘殿
真柄栄吉

一九八七年八月二二日

党の基本政策に関する

日本社会党
書記長 山口鶴男

十四、郵便貯金資金の自主運用にあたっては、地域経済の振興に寄与するため資金の地方還流をはかること。
十五、東京一極集中を是正し、地域格差是正を図るため、首都機能の分散、分権・自治の推進に基づいた地域経済の振興、基盤整備を推進すること。

地方税財源の充実強化をはかり、積極的な地方財政運営を進めるため、新たな国庫補助負担率の引き下げや一般財源化は行わず、三年間の特例については一年を残し中止し、原状回復を図ること。また、地方税源の充実強化、交付税制度の充実を推進す

一、わが党はいま「新宣言」にふさわしい政策づくりが求められている。抵抗の党から政権を担える党を構想した「新宣言」の具体化とは、国民の生活感覚と日常性に基づき、着実な進歩と改革を重ねてわれわれの政治理念にせまるという現実的な対応を示すことである。また、国際環境、産業社会構造の重大な変動を捉え、これを洞察した政策の豊富化、深化に努めることである。われわれは、国民の間にある「社会党の政策に現実性がない、わかりにくい」など問題提起である。

一、日米安保条約、自衛隊、韓国、原発等に

ついての「容認」論には、二つの意味がある。その一つは安保、自衛隊、韓国、原発等の必要性、正当性を認めるということである。あと一つは、この政策対象についての価値判断がどうであれ、現実に存在する事実として認めるということである。基本政策の作業を進めるにあたっては、この「二つの意味」の混同を避けた冷静な論議が必要だ。

一、わが党は、前者ではなく後者、すなわち現実に存在する事実を認める―という立場をとる。安保・自衛隊は平和憲法や国連の「全面完全軍縮」決議と矛盾するばかりでなく、真の平和保障に役立つかどうか疑問があり、安易にその必要性、正当性を認める

ことはできない。韓国については、もともと一つの国であるべき朝鮮に、統一に逆行する軍事独裁型政権が存在することに対し、疑問と不信を招いてきた。原発については、その安全性、数万年にわたって地球の生物、人類を脅かすといわれる廃棄物処理の方法が確立されないかぎり、有用なエネルギー、科学技術の進歩という一面の評価だけで、単純に対処することはできない。

一、これらの基本政策の対象についての、「容認」論は、①必要性、正当性を認めよ、ということなのか、存在する事実を認めよ。ということなのか、②当面の政策姿勢なの

か、究極の政策姿勢なのか、③平和憲法、国連の「全面完全軍縮」決議の理念を受け入れた立場の意見なのか、あるいは、その逆の意見なのか――など必ずしも鮮明でないようと思う。

一、党は安保、自衛隊、韓国、原発は現実に存在する事実として認める。だからこそ、改革のプロセスを重視した具体的・現実的政策の構築に努力している。私はここで、党の政策作業の経過と、現在までに到達した政策について要約しておきたい。

(一) 安保について

①即時廃棄の原則から反安保、反基地の個別闘争を開拓し、戦後の反戦・平和運動に貢献、②基地跡地利用計画の政策提起など一步踏み込み、広範な基地住民要求との結合を工夫、③廃棄の手順は初期の一方的・疑問と不信を招いてきた。原発については、その安全性、数万年にわたって地球の生物、人類を脅かすといわれる廃棄物処理の方法が確立されないかぎり、有用なエネルギー、科学技術の進歩という一面の評価だけで、単純に対処することはできない。

(二) 自衛隊について

①自衛隊違憲論に立ち、一切の関連立法と施策を否認、②違憲法的存在論の提唱で客観的な存在を容認、③防衛費の凍結、計

画的削除の要求に踏み込み、さらに当面の要求として一%枠突破阻止に限定した予算共同組替案を提示。

(三) 朝鮮問題について

党の朝鮮政策の基本は、①自主的平和統一の支持、②自主的平和統一に努力する南北双方の諸勢力、人民との連帯強化、③朝鮮労働党との歴史的友好関係の堅持の三つである。党はこの基本の上に立った訪韓計画についても「韓国政府がビザを発行すれば訪韓する」(石橋前委員長)態度を表明し、韓国政府の存在を認めている。

(四) 原発について

①即時全面反対。計画中、建設中のものをやめ、稼動中のものも点検のため即時ストップ、②原発は「現実に稼動し、電力の二六%が原発に依存」という事実認識を表明(第五二回定期全国大会の山口書記長答弁)、③その事実認識に基く安樂死論と安全性の追求を強調。

一、従来の政策作業の経過と現在までに到達した政策をまとめるに、党は基本政策について、①存在を認める、②存在するものを系統的に改革する、③改革を通じて究極目標に接近する―ことを基本姿勢としており、現在はその改革の過程にあるといふこ

とある。わが党はこの基本に立つて、変動する現実、社会と国民のニーズに基き、党の主体的な立場を鮮明にしつつ、より具体的な政策作業を進めたい。國の進路にかかる基本政策について、単純にオール・オア・ナッシングの極論をぶつけ合つたり「力の論理」で決着することなどは厳に避けねばならないと思う。私はこの視点から、党内合意、国民合意の形成のための論議を呼びかけたい。

(一) 日米安保について

わが党は中立・非同盟・非武装の政治理念を堅持する。この政治理念に接近し、実現するためには長期の多角的な政策努力を積みあげる必要がある。すなわち、二十一世紀にむけての平和・安全保障は、防衛力の強化によるものでなく、国際協調、外交交渉によって確立すべきであり、そのための党の基本政策を明らかにしなければならない。

私はこの観点に立つて、「今世紀末までに日米安保条約を日米友好条約にかえる」政策目標を設定し、そのためのプログラムに沿った政策づくりを提起したい。この過程で、日米基軸よりも多国協調を選択する。その前提に立つて、特に日米協調を重視するのには当然である。日米協調のためにも、

特に米国議会と政府に対し、SDIへの参加、海洋戦略への加担、防衛予算の増大等の日本への要求は、日本国民の米国不信を招き、アジア諸国民の軍事大国化への不安をつのらせるものであることを訴えたい。

同時にソ連政府に対しても、日本国民の間にある「対ソ脅威論」を除去するため、シベリア沿海州での軍備削減や北方領土問題での前むきの対応などを要求したい。わが党はこの立場から米ソの“架け橋”的役割を果したいと思う。また、運動の面では、従来の基地問題などへの取り組みに加え、日米安保が国民生活にどのような影響をあたえているかの実態調査とそれに基く運動の創造が課題であろう。

(二) 自衛隊について

わが党が理想とする中立・非同盟・非武装の日本を実現するためにも、長期にわたる政策努力を積みあげねばならない。この

問題に関して、石橋前委員長が四つの条件

(①国際情勢・環境の変化 ②護憲政府の安定度、③自衛隊に対する掌握度、④国民の支持)を現実的に十分に検討し、段階的に前進すべきだと指摘したが、党はこれを受けとめている。

自衛隊は当面、「専守防衛」の範囲に、防衛費は凍結、「対GNP比一%枠」の範囲に

抑制する。わが党は、政権担当に際して、前政権からの“負の遺産”を可能な限り小さくして引き継ぐための政策と運動を開しなければならないのである。

このため、「中期防衛力整備計画」の主要内容を洗いだし、「専守防衛」の範囲を越えた攻撃的兵器システムを段階的に削除し、「専守防衛」システムに転換する。まず、優先的に削除しなければならないのは、核戦略に参与する危険度の高いOTH、高性能ミサイル、長距離爆撃機、潜水艦など攻撃用兵器と目されるものなどであろう。

(三) 朝鮮問題について

党の朝鮮政策の基本は、自主的平和統一大目標の実現に貢献するところにある。この基本を前提に、韓国で改正憲法が実現される見通しが立てば、党機関の代表者が、いつでも訪韓する用意がある。

(四) 原発について

かぎりなく未知と未解明の部分を持つ原発の政策作業には広範な科学者、技術者、研究者の参加を得た緻密で科学的な論議の積み上げが必要である。現在、原発がエネルギー供給に組み込まれた客観的事実を直視しつつも、(1)コスト・資源の問題、(2)ソフトエネルギー開発の規模とテンポ、(3)数

万年をタームとした安全対策の展望、④原子力基本法の運用と軍事利用の懸念などに

一九八七・八・二六

ついて、十分な調査・研究を重ね、「安樂死」に至る政策作業を深めたい。

一九八八年度地方財政対策等に関する申し入れ

外需依存型経済構造と対外不均衡を原因とする国際経済摩擦の激化、円高及び以上に伴う産業構造の激変によって、わが国経済は極めて厳しい状況に置かれ、民間企業の合理化推進ともあいまって失業率は三パーセントを超え、失業者数は二〇〇万人に達する勢いとなっている。とくに、地方圏においては鉄鋼、造船、石炭をはじめとする立地諸産業が軒並み縮小撤退する中で地域経済社会は深刻な停滞と不安にさらされている。

かかる情勢にあって、政府は、一九八七年度にあつては対外圧力に対する国際公約等に基づき緊急経済対策による追加事業の推進等を実施しているが、その政策基調は臨調Ⅱ行革審路線に基づく縮小均衡型財政路線を継続させており、経済の安定的成長と国民生活向上に著しい障害を与えていたことは否めない事実である。

(一) 義務教育費国庫負担率の引き下げ及び負担対象の縮小や一般財源化、地方交付税に

記

一、国・地方の財政関係等について

(一) 地方財政の積極運営に努めるとともに、とくに地域経済と雇用の安定への配慮、地域福祉システムの整備を中心とする内需拡大策を開拓するとともに、不況地域の産業振興、雇用安定のため特別交付金の交付及び起債償還の補填財源確保等について特別の配慮を払うこと。

二、地方財政制度の充実について

(二) 財政再建計画の破綻により合理性を失った国庫補助負担率削減にかかる三年間の特例措置についても一年を残し、中止し、原状回復措置を図ること。

(三) 退職者医療制度の創設に伴う市町村国民健康保険事業会計における負担増加及び財政赤字を解消するため、国庫負担率の原状回復を図るとともに、保険料の抑制のため、国庫負担制度のさらなる充実を推進すること。

(四) NTT売却益の国民生活への還元については、地方債の補助金化となる無利子貸付制度を改め、その売却益の相当部分を交付税に特別加算すること。

一九八八年度地方財政対策及び政策運営において以下の各項について的確かつ速やかに実施するよう要求する。

おける留保財源比率の引き下げなど、国・地方間の基本的財政調整及び負担関係について、一律的引き下げはもとより、財政力の差異を理由とする新たな財政調整措置は一切行わないこと。

(二) 地方交付税制度の拡充のため、税目の拡大、税率の引き上げ等の抜本的な拡充策を講ずること。

(三) 地方財政計画の策定については、内需拡大、住民ニーズへの的確な対応を図るため、超過負担の解消はもとよりのこととし、自治体の財政需要を実態に即して積み上げるとともに、八七年度における混乱を教訓とし、地方財政の運営に支障を来さぬよう万全の配慮を払うこと。

(四) 地域経済の振興を図るため、起債償還財源の長期的保障を行いつつ、地方債の活用については自治体の自主権を尊重すること。また、地域金融充実策としての郵便貯金の地方還流策を講すること。

また、地方債、とくに、縁故債の借り替えを促進し、自治体の金利負担の軽減を図ること。

(五) 公営交通事業、特に中小交通事業の交通環境の整備、一般会計からの繰り入れの拡充を図り、事業基盤の強化を図ること。地方公営企業における共済年金の公的負担分についてはさらに的確な改善を図ること。

(六) かねてより指定都市から改善の要望の高い、下水道事業における補助対象率と管渠の補助採択基準の引き上げ、市町村道路目的財源の拡充、日銀納付金の法人市民税課税等について、速やかに検討し実現に努め

ること。

(七) 財源不足に対して発行された既往の地方債の元利の償還については、国の税収の伸び等を勘案し、国において完全補填すること。

三、地方税改革について

(一) 八八年度以降の税制改革に当たっては、負担感の大きい個人住民税等の大額減税を推進するとともに、とくに所得税の税率構造の歪みの是正、とくに最低税率等の引き下げ及び課税最低限の格差是正等に努めるここと。

(二) 地方税改革においては、国と地方の税源の再配分、地方税源の拡充に努めるとともに、とくに、社会保険診療報酬課税の適正化、事業所税拡充、事業税の改善、非課税措置廃止等を推進すること。

(三) 利子配当所得、株式譲渡益、土地譲渡益等と勤労性所得の総合課税の実施方策を検討し、速やかな実現を追求すること。

(四) 来年度に評価替えが予定されている固定資産税について、二〇〇平方メートル以下の住宅用地等については、八七年度税額に据え置くこと。

(五) 八八年度も含め国税・地方税の減税による減収によって地方財政に支障をきたさぬよう不公平税制の是正、課税適正化等によ

る地方交付税、地方税の財源補填措置を講ずること。

四、住民生活向上、地方自治発展について

(一) 地域公共交通の維持・発展をはかるため地方交通線、特定地方交通線の維持をはかるとともに、高齢者・障害者・子供の移動の権利保障のための交通施設の改善、都市改造を進めること。

(二) 国有地等の払い下げ、活用に当たっては、当該自治体の意見を尊重するとともに、当該自治体が希望する場合は、公示価格による優先譲渡あるいは賃貸を推進すること。また、そのための公有地取得債の充実を図ること。

(三) 学校給食、清掃、下水道等の事業については、住民の安全と健康衛生の向上、自治体固有事務責任堅持の立場から、民間委託、下請け及び派遣労働等については、慎重な検討を加えること。

とくに、遠野市の学校給食事業、宝塚市の清掃事業にかかる紛争について、早期に円満な解決を図るよう努めること。

(四) 消防職員の労働条件の改善と定員確保に努めるとともに、ILOにおける審議の主旨にかんがみ、その団結権について改めて国内における検討を速やかに図ること。

(五) 機関委任事務に係る国の代執行制度の改悪法案（地方自治法一部改正案）について

は撤回すること。

また、厚生・労働の地方事務官に係る国への身分移管法案については廃案とすること。

申し入れ

入れる次第です。

第八次石炭政策の執行に当たり、通産大臣の努力に敬意を表するところであります。

さて、北炭真谷地炭鉱の閉山が現実的に政

治日程にのぼるのは必至の情勢であり、現在、貴省エネルギー庁を中心に関係団体との非公式な協議が続けられております。

一方、現地真谷地では巨額の退職金の未払いをかかえ、退職者の会も組織され、いわゆる旧労務債の完済を求め、労働組合などと共に関係先に要請を続けているなかで、八月二六日、退職者会の加藤正事務局長が、自らの命を断つという、大変不幸な事態が発生致しました。

ました。

旧労務債の完済を求めての連日のご苦労が

死に追いやられたものであり、私共は心から哀悼の意を捧げるとともに、この問題の解決に向け、改めて決意を固めているところであります。

貴職におかれましても、こうした事態を十分にご留意いただき、今後、真谷地炭鉱の閉山に伴う、旧労務債の完済について特別のご配慮と政治決着を図られるよう、強く申し

一九八七年八月二七日

日本社会党石炭対策特別委員会

委員長 岡田利孝
事務局長 対馬孝且
元殿 春

通商産業大臣
田村元殿

右、申し入れる。

一九八七年八月二六日

日本社会党政策審議会地方行政部会
部会長 加藤万吉

自治大臣
葉梨信行殿



「八七年度防衛白書」についての抗議談話

日本社会党安保・自衛隊等
安全保障基本政策委員長

上原康助

一、本日、防衛庁は「八七年度防衛白書」を発表した。この防衛白書の本質を一口で言えば、アメリカの新「海洋戦略」に呼応し、「専守防衛戦略」を超える「北方・前方防衛戦略」の公然たる提唱があり、わが党はこれに強く抗議するものである。白書は日本が「アジア大陸からオホーツク海、日本海などを経て太平洋に進出する最も重要な経路上」にあり、太平洋をはさむ米ソの軍事的対峙において極めて重要な「戦略的位置」を占めていると強調している。白書はさらに、この地域においてソ連が「潜在的脅威を増大」させていることを指摘し、「外洋型の海軍へと成長を遂げたソ連海軍」やその「勢力拡張」の「進出経路を遮る形」の日本列島、とりわけその北部防衛の戦略的意義をことさら重要視している。これは明らかに、レーガン米政権が採用した、オホーツク海などソ連本国近接水域への米海軍の前

方配備や、開戦時におけるソ連戦略ミサイル原潜および水上艦隊・地上基地への攻勢的打撃戦略に自衛隊自らが積極的に参加し、日米共同作戦による対ソ軍事戦略遂行を念頭に置いているからに他ならない。わが党はこのような危険な軍事戦略を露にした白書を強く糾弾するものである。

一、白書はこの「北方・前方防衛戦略」を正当化するために、ソ連の軍事的脅威を執ようとしている。たとえば、「大綱」策定時（一九七六年）にはゼロ配備であったS-20およびTU-22Mバックファイア爆撃機がそれぞれ一七〇基・八五機まで急速に増加配備されたとしているが、しかし米国のオハイオ級トライデント戦略原潜七隻（約一八六〇弾頭）やロサンゼルス級攻撃型原潜搭載のトマホーク核巡航ミサイルの太平洋配備の事実には触れていない。北西太平洋における軍事力増強は米ソいず

れにおいても見られる危険な傾向である。わが党はいすれにたいしてもこの地域における軍事力増強の凍結、軍事力の引き離し、中距離核戦力のグローバルな全廃交渉に求められる軍縮交渉の合意達成を強く要求しており、白書に見られる軍事対決の一面的強化せる役割を果すに過ぎない。わが党は自らの軍拡政策を隠すための白書による一面的な軍事情勢分析やソ連脅威論に強く抗議するものである。

一、防衛白書はまた、即応体制下にある自衛隊の危険な現状をその作戦能力を誇示することと、あえて内外に印象づけようとしている。白書は日本への「直接侵略態様」に①着陸侵攻、②海空戦力による領域攻撃、③海上交通線の破壊、④これら複合脅威などをあげている。これへの自衛隊の対処作戦はしたがつて、①全般的防空作戦、②着上陸対処作戦、③海上交通防衛作戦があると指摘されている。しかし、ここで問題なのは「侵攻してくる敵の航空機をできるだけわが国の領域外で要撃」するとされているように、「専守防衛戦略」の建前である領空・領海・領土に限定された防衛圈が北方地域に向けて極力拡大される「北方・前方防衛戦略」がここで提起されていことがある。全般的防空の一環である「洋

を厳しく糾弾するものである。

「上防空」は本土領海ははるかに遠くに防空圏を設定し、着上陸阻止は「洋上撃滅・水際撃破」を提唱し、海上交通保護は国際海

ある「三海狭封鎖」作戦を提唱している。

このように白書はいま、「専守防衛戦略」を空洞化し、極めて危険な攻撃的対ソ軍事戦略を提唱しているのである。わが党はこれを厳しく糾弾するものである。

一、白書はこれらの危険な戦略転換を踏まえて、エイジス防空中枢艦、OTHレーダー、空中給油機、AWACS（大型空中警戒管制機）、長距離地対艦ミサイルなど攻撃的兵器システムの購入計画を明示し、「防衛計画の大綱」がうたう「限定かつ小規模な侵略対処」を「わが国にたいして現実に起こりうる侵略事態」ではないとし、これより大規模な直接侵略事態を示唆している。これは明らかに自衛隊による一方的軍事力増強を制約する「大綱」そのものの改訂が目論まれている証左である。こうして、レーガン米政権の新「海洋戦略」への呼応は、日米共同作戦勢力を一段と強化し、対ソ連合

第一条 この法律は、被抑留者及び帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後に死亡した被抑留者の遺族に対する特別給付金の支給に関する必要な事項を規定するものとする。
(定義)

第二条 この法律において「被抑留者」とは、昭和二十年八月十五日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦その他政令で定める地域に抑留された戦傷病者、戦没者、遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)第二条に規定する軍人軍属その他の者(自己の意思により帰国しなかつたと認められる者を除く。)をいう。

(特別給付金の支給)

第三条 被抑留者又は帰国前に死亡した被抑留者若しくは帰国後昭和六十三年四月一日前に死亡した被抑留者の遺族で、同日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給する。

2 特別給付金の支給を受ける権利の認定
が強調する「一般兵役義務」導入への画策

被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案

は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和六十六年三月三十一日(帰国前に死亡した被抑留者又は帰国後昭和六十年四月一日前に死亡した被抑留者(以下「死亡被抑留者」と総称する。)の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、死亡の事実が判明した日から起算して三年を経過する日)までに行わなければならない。

4 前項の期間内に特別給付金の支給を請求しなかつた者には、特別給付金は支給しない。

(特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 特別給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡被抑留者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子及び父母とする。た

だし、配偶者については、死亡被抑留者の死亡の日以後昭和六十三年三月三十一日以前に、死亡被抑留者の二親等内の血族（以下の者）において「近親者」という。以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ同年四月一日において当該養子である者を除き、子については、死亡被抑留者の死亡の日以後同年三月三十日以前に離縁によって死亡被抑留者との当該親族関係が終了した者及び同年四月一日において近親者以外の者の養子となつている者を除く。

2 死亡被抑留者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、その子は、死亡被抑留者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和六十三年四月二日以後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したものは、同年同月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。
(特別給付金の支給を受けるべき遺族の順位等)

第五条 特別給付金の支給を受けるべき遺族

の順位は、配偶者、子、父母の順序による。

ただし、父母については、死亡被抑留者の死亡の日においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたものが抑留されていなかつたならば、これらの

条件に該当していたものと認められるものを含む。)を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により特別給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和六十三年四月一日(死亡被抑留者の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日)以後引き続

き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を特別給付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 特別給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別給付金の支給の請求は、全員のためにしてその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても特別給付金の支給を受けれる権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

(特別給付金の額)

第六条 被抑留者に支給する特別給付金の額は、その者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

帰国の時期	特別給付金の額
昭和二十一年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで	一、〇〇〇、〇〇〇円
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	四五五、〇〇〇円

2 帰国前に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国前に死亡した被抑留者一人につきその死亡の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

(特別給付金の支払の時期)

昭和二十三年一月一日 から同年十二月三十一日まで	五六〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日 以降	七〇〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日 から同年十二月三十一日まで	四五五、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日 から同年十二月三十一日まで	五六〇、〇〇〇円
昭和二十四年一月一日 以降	七〇〇、〇〇〇円

3 帰国後に死亡した被抑留者の遺族に支給する特別給付金の額は、その者に係る帰国後に死亡した被抑留者一人につきその帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

第八条 特別給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別給付金の支給の請求をしていなかつたときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別給付金の支給を請求することができる。

第九条 第五条第三項の規定は、前項の規定による請求に基づいて特別給付金の支給を受けるべき順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。
(異議申立期間)

第九条 特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。
2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。
(譲渡又は担保の禁止)

第十条 特別給付金の支給を受ける権利は、

譲渡し、又は担保に供することができない。

ただし、第六条第一項の特別給付金の支給を受ける権利については、その権利を有する被抑留者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別給付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合は、この限りでない。

(差押えの禁止)

第十二条 特別給付金には、所得税を課さない。
(特別給付金の支払に関する事務)

第十三条 特別給付金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。
(権限の委任)

第十四条 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長にその一部を委任することができる。

る。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

(総理府令への委任)

第十五条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附 則

1 (施行期日) この法律は公布の日から施行する。

2 (総理府設置法の一部改正)

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第二百十四号）」を「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第二百十四号）及び被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律（昭和六十二年法律第二百一十七号）」に改める。

理 由

被抑留者及び帰国前に死亡した被抑留者は帰国後に死亡した被抑留者の遺族に対し、その労苦に報いるため、特別給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

被抑留者等に対する特別給付金の 支給に関する法律案要綱骨子

第一 特別給付金の支給

若しくは帰国後昭和六十三年四月一日前に死亡した被抑留者の遺族で、同日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給すること。

第二 被抑留者及び遺族

帰国の時期	特別給付金の額
昭和二十年八月十五日から昭和二十一年十二月三十一日まで	五〇〇,〇〇〇円

月三十一日まで

帰国の時期	特別給付金の額
昭和二十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	六五〇,〇〇〇円
昭和二十三年一月一日から十二月三十一日まで	八〇〇,〇〇〇円

昭和二十四年一月一日以降

一、〇〇〇,〇〇〇円

その者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とすること。

第三 特別給付金の額

1 被抑留者に支給する特別給付金の額は、

じ同表に掲げる額の七割相当額とするこ

第四 特別給付金の支払の時期

特別給付金は、その支給の請求があつた日から三年以内に支払うものとすること。ただし、当該請求をした者が被抑留者であり、かつ、高齢である場合には、できる限り速やかに支払わなければならないこと。

第五 その他

第一から第四までに定めるもののほか、内閣総理大臣による特別給付金の支給を受ける権利の認定、その請求をすることができる期間その他所要の事項を規定するこど。

1 戦後強制抑留者に対する慰労金の所要額

（遺族）	ソ連からの引揚者総数	四七三、〇〇〇人
生存者	三三〇、〇〇〇人	
恩給受給者	一一〇、〇〇〇人	
恩給を受給していない者	一一〇〇〇〇人	

慰労金の総額
一〇万円×二〇万人＝二〇〇億円
2 被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案（自民党案）の所要経費 約二、〇〇〇億円

この金額は、以下の設定のもとに算出されたものと推測される。
(1) 生産者 引揚者総数の六〇%（二八三、

(2) 八〇〇人
請求率 生存者七〇%、引揚後死亡者五〇%、ソ連死亡者〇%

計算基礎

1. (引揚者総数) (ソ連死亡者)

$$472,942 \text{ 人} + 55,000 \text{ 人} = 528,000 \text{ 人}$$

2. 年次別の引揚者数

(21年) (22年) (23年) (24年以降)

$$5,000 \text{ 人} + 20,077 \text{ 人} + 16,961 \text{ 人} + 9,754 \text{ 人} = 47,300 \text{ 人}$$

3. 生存者、引揚後死亡者及びソ連死亡者の年次別人数

(1) 生存者は、引揚者総数の68%と推定

(2) ソ連死亡者については、死亡年次区分は不明なので、年次別の引揚者数に応じて按分した。

	(21年)	(22年)	(23年)	(24年以降)	計
生存者	3,400人	13,580人	11,460人	6,620人	32,000人
引揚後死亡者	1,600人	6,500人	5,500人	3,140人	15,300人
ソ連死亡者	580人	23,350人	19,730人	11,340人	55,000人

4. 請求者数(推定) 合計 300,500人

(請求率が、生存者70%、引揚後死亡者50%、ソ連死亡者0%の場合)

	(21年)	(22年)	(23年)	(24年以降)	計
生存者	2,380人	9,506人	8,022人	4,634人	22,400人
引揚後死亡者	800人	3,250人	2,750人	1,570人	7,650人

5. 支給額 合計 約2,150億円

	(21年50万円)	(22年65万円)	(23年80万円)	(24年以降100万円)	計
生存者	万円 人 50×2,380 119,000	万円 人 65×95,060 6,178,900	万円 人 80×80,220 6,417,600	万円 人 100×46,340 4,634,000	万円 17,349,500
引揚後 死亡者	50×800×0.7 28,000	65×32,500×0.7 1,478,750	80×27,500×0.7 1,540,000	100×15,700×0.7 1,099,000	万円 4,145,750

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二
十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「在留外国人の公正な管理」を
「在留外国人に関する行政の円滑化」に改め
る。

第三条第二項中「十六歳」を「二十歳」
に改める。

第四条第一項第九号を次のように改め
る。

九 削除

第四条第一項第十九号を次のように改め
る。

十九 削除

第六条第二項中「十六歳」を「二十歳」
に改め、同条第六項中「携帯する」を「所
持する」に改め、同条第七項を削る。

第七条第二項中「十六歳」を「二十歳」
に改め、同条第八項を削る。

第八条の二第二号中「第十一条第四項」
を「第十一条第三項」に改める。

第九条第一項中「第九号」を削り、「
第十五号又は第十九号」を「又は第十五号」
に改める。

第十一条第一項を次のように改める。
第三条第一項の申請をした日において二
十歳未満であった外国人は、二十歳に達し
た日から三十日以内に、その居住地の市町
村の長に対し、次に掲げる書類及び写真に
その登録証明書を添えて提出し、登録証明
書の切換交付を申請しなければならない。
ただし、当該期間内に第六条第一項又は第
七条第一項の申請を行ったときは、この限
りでない。

一 登録証明書交付申請書一通

二 旅券

三 写真二葉

第十一條第二項を削り、同条第三項中「前
二項の申請に基づく確認をしたときは「を「同
項の申請があつたときは」に改め、同項を同
条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、
同条第五項から第八項までの規定中「第三項」
を「第二項」に改め、これらの項を一項ずつ
繰り上げ、同条第九項を削る。

番十二条第三項中「掲げる者」の下に「(三
十歳に満たない者を除く。)」を加え、「但し」
を「ただし」に改める。

第十三条の見出し中「携帯」を削り、同

条第一項中「受領し、常にこれを携帶していなければならぬ」を「受領しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 入国審査官、入国警備官（入管法に定める入国警備官をいう。）、警察官、海上保安官その他法務省令で定める國又は地方公共団体の職員は、その職務の執行に当たり必要があると認めるときは、外国人に対し、政令で定めるところにより、その所持する登録証明書を提示すべきことを命ずることができる。ただし、二十歳に満たない外国人については、この限りでない。

第十三条第三項中「提示を求める」を「提示すべきことを命ずる」に改める。

第十四条 削除

第十五条第一項中「登録証明書の受領、

提出若しくは返納（第十一条第五項の規定によるものに限る。）又は指紋の押なつ」を「又は登録証明書の受領、提出若しくは返納（第十一条第四項の規定によるものに限る。）に改め、同条第二項中「十六歳に満たない場合」を「二十歳に満たない場合」に改め、「次の各号に掲げる者」の下に「二十歳に満たない者を除く。」を加え、「第十一条第八項」を「第十一条第七項」に改め、同項第二号中「(十六

歳に満たない者を除く。」を削る。

第十五条の二第一項中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」に改め

第十八条第一項中「一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金」を「十万円以下の過料」に改め、同項第一号及び第二号中「又は第十一条第一項若しくは第二項」を「若しくは第二項又は第十一条第一項」に改め、同項第三号中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」に改め、同項第五号中「若しくは第十条の二第二項」を「第十条の二第二項若しくは第十三条第二項」に改め、同号中「提出を含む。」の下に「若しくは提示」を加え、同項第七号及び第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

第十六条 第七項、第十一条第四項若しくは第七項又は第十二条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の外国人登録法（以下「旧法」という。）第三条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の申請をした者でこの法律の施行の際当該申請に係る登録証明書の交付又は再交付を受けていないものの登録証明書の受領については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為（旧法第十八条第一項第八号及び第十八条の二第四号に違反する行為に該当するものを除く。）及び前項の規定により従前の例によることとされる登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（外国人登録法の一部を改正する法律の一
部改正）

第十八条第二項及び第十八条の二を削る。

第十九条中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十一条第一項」に、「第十一条第五項若しくは第八項」を「第十一条第四項若しくは第七項」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、附則第六項を附則第四

附則

（施行期日）

1 この法律は、交付の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

項とし、附則第七項中「附則第三項、第五項又は第六項」を「附則第二項、第三項又は前項」に改め、同項を附則第八項を附則第六項とする。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

5 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第四項中「十六歳」を「二十歳」に改める。

第二十四条第四号ハ、ニ及びホ並びに同号ヘを次のように改める。

ハからへまで 削除

第二十四条第四号リ中「へからチまで」を「ト及びチ」に改め、同号ヨ中「ヘ」を「ト」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正に伴う経過措置)

6 この法律の施行前に前項の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条第四号へに該当した者に対する同条の適用については、なお従前の例による。

理由

外国人登録制度の合理化を図るため、指紋の押なつ制度を廃止し、登録証明書を常時携帯することを要しないこととすること等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人登録法の一部を改正する法律案要綱

日本社会党政策審議会

第一 法律の目的を「在留外国人に関する行政の円滑化」に改めるものとすること。

廃止し、二十歳に達した時に一度だけ切り替えればよいものとすること。

(第十一条関係)

第二 指紋の押なつ制度の廃止

新規登録（第三条）、登録証明書の引換交付（第六条）、登録証明書の再交付（第七条）、登録証明書の切替交付（第十一条）に際して、外国人に課せられている指紋押なつ制度を廃止するものとすること。

(第十四条の削除)

第三 登録証明書の常時携帯義務制度の廃止等

第十三条第一項本文中「常にこれを携帶していなければならぬ。」を削除する。

登録証明書の提示義務については、即時

に提示するのではなく、入国審査官等の職務の必要性に応じて、提示を命ずることができるのみとすること。（第十三条関係）

第四 登録証明書の五年ごとの切替交付制度

の廃止

登録証明書の五年ごとの切替交付制度を

(第四条及び第九条関係)

第五 外国人登録原票の登録事項の削減

登録原票の登録事項のうち次の事項を削除し、かつ当該事項の変更登録制度を廃止するものとすること。

職業

勤務所又は事業所の名称及び所在地

(第四条及び第九条関係)

第六 各種義務年令の二十歳への引き上げ

現行法で十六歳に満たない者に免除している各事項を二十歳に満たない者に免除するよう改めるものとすること。

① 新規登録に際しての写真提出。

(第三条第二項)

② 引換交付に際しての写真提出。

(第六条第二項)

③ 再交付に際しての写真提出。

(第七条第二項)

外国人登録法の違反については、刑罰を課さないこととし、外国人本人が違反した場合については十万円以下の過料に処するものとすること。

(第十八条及び第十八条の二関係)

第八 施行期日

この法律は、交付の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

第九 経過措置

登録証明書の受領及び罰則について所要の経過措置を講ずるものとすること。ただし、施行前にした違反行為のうち、指紋押捺義務違反、登録証明書携帯義務違反については、刑の廃止として、施行後は处罚しないものとすること。

(附則第二項及び第三項関係)

第十 その他

出入国管理及び難民認定法等について所要の改正を行うこと。

(附則第四項から第六項まで関係)

社会・公明両党党首会談合意事項

各書記長・国対委員長・政審会長同席

導入はゆるさない。

一、歯止めなき防衛費の総額明示方式の撤回、
対GNP比1%枠厳守とともに要求して行く。

一、両党は綿密な連携をとりながら会期末に
対応する。

一、参院選についての協力問題について両書
記長間においても協議を進める。
一、不公平税制の是正を実現し、いかなる名
称であれ、売上税にかかる大型間接税の

〔今日の焦点〕

『経済白書』を読んで

志賀 敬

八月一八日に発表された「昭和六二年度年次経済報告」、すなわち「経済白書」は、「進む構造転換と今後の課題」という副題に示されているように、日本経済の構造転換の現況を分析し、それへの今後の対応のあり方を追求している。これは、アメリカの異常な経常収支赤字と、日本の大幅な黒字という対外不均衡の状況を「危機的状況」と捉え、経済摩擦を回避するため不均衡是正への基本的対処方針を打ち出した昨年の「前川レポート」、そしてそれを引き継ぎ具体化した今年の「新前川レポート」と基本的スタンスは全く等しい。八六年度の日本経済は、円高の定着と経済摩擦の厳しさに伴う対外不均衡是正の必要性から構造転換が緒につきつつあつたとし、さらに一層積極的に構造調整を推進していかなければならないと経済白書は強調しているのである。それでは構造転換とは一体何かといえば、外需主導型経済成長から内需主導型経済に転換することを意味している。つまり日本が、経常収支の黒字を急速に縮小させるため、急激な円高の進展の下で輸出の増加が弱含みで推移しつつある中で輸入を急速に増やす必要があり、それを実現していくには内需成長率をこれまで以上に高めなければならぬということである。

今年の経済白書は二部構成となつており、「構造転換期の我が国経

済」と副題が付された「第一部昭和六一年度の日本経済」では、八六年度日本経済が急激な円高、ドル安が、進展する中、構造転換が進行し、国際収支の不均衡是正への展望が開き始め、この過程で日本経済がどのように対応し、変化したかについて分析している。そして「第二II部構造転換への適応」では、「効率的で公正な社会をめざして」とされた副題が示すように、今までの欧米に追いつき追い越すための効率性の追求は捨て去るわけではないが、もはや目標ではなくなり、構造転換に伴うコストを国民が公正に負担する社会を実現していくという意味での「公正」な社会が唱えられている。

いまや日本中で、そして経済白書の中でも構造転換、あるいは構造調整という言葉が溢れている。構造転換の潮流はもはや避けることができないとあちらこちらで強調されている。これほどまでに叫ばれ、歴史的にも避けた通ることができないとされる日本経済の構造転換は客観的にどう捉えられるのか、そしてそれは勤労国民にどのような影響を与えるのか、こうした点を明らかにすることが肝要であるといえよう。経済白書では、我々と立場は異なるが、構造転換期への推移の分析とこれらの展望がかなりトータルに描かれている。この経済白書を批判的に分析し、我々が直面している経済構造の意味あいなり

を若干なりとも明らかにしたい。

構造転換の現況

輸出主導型の経済成長がなぜわが国経済の特徴となつたのか、その経過や原因を究明しないかぎり、円高・ドル安の根本的分析も、経済構造転換が本当に始まつてゐるのか、そうだとしたらその原因は何か、どのような影響が出てきているのかなどについて明快かつ正確に分析するのは大変困難なことである。しかし経済白書は、毎年公表されるものであり、過去の経緯はその年その年の白書で分析されているといふことを前提にしているからであろうが、この間の経過についてはあまり立ち入つた分析をしていない。そもそも経済白書の特徴は、自己の主張に合わせて統計を用い、数字上の整合性を表層的に述べるにとどまり、根本的なところにまでは立ち至らないということであるから仕方のないことといえよう。この点が一般的に言つて、経済白書の最大の欠陥であろう。

さて、今年の経済白書を読むと、確かに八六年度の貿易収支は一〇一六億ドル、經常収支が九四一億ドルと前年度を大幅に上回つて史上最高の黒字を記録しているが、確実に黒字縮小傾向が定着し始め、従来の輸出依存型経済構造が一八〇度転換してきることを強調していることが、まず第一の特徴として読み取れる。急激な円高の進展の中、輸出は弱含み傾向を続け、輸入も製品輸入が着実に増加傾向をたどるとともに、原油価格が最近反騰し、輸入価格を引き上げ貿易収支の黒字幅に縮小の動きが見られる。また、貿易外収支も、投資収益は対外純資産の累増を背景に黒字が増加しているが、旅行収支の赤字などサービス収支の赤字の増大により、赤字縮小傾向に歯止めがかかっているという。

白書ではこの貿易構造の変化にかなり力点を置いて分析している。まず輸出についてであるが、八六年度は対前年度比数量で一・三%

減（八二年以来の減少）、金額でも円ベースで一五・一%の大減少を示した。ただし、ドルベースでみた金額は円高・ドル安の影響で大幅に増大しているが、最近ではそれも頭打ちになつていている。これは輸出数量が急激な円高・ドル安の割に減少していないことを表わしている。その原因としては、①わが国輸出市場である世界輸入の伸びがそこそこ堅調さを保つてきたこと、②採算を悪化させても輸出を継続していく企業が多いこと、③輸出数量が規制されている品目は、競争力が強く価格効果が及びにくいものが多いため輸出数量が減少しないこと、④円高で海外直接投資が急増しているが、特にその初期の段階では、部品、原材料をわが国からの供給に頼らざるを得ないため、最終商品の輸出が減ったとしても部品類が増えること、⑤現地在庫の積み上げなどがあげられている。そして今後の輸出動向については、マイナスないし抑制要因として、①海外需要②現地在庫③輸出規制④半導体摩擦⑤海外直接投資などがあるが、円高の相対価格変化による数量面への影響が一巡すること、部品類の輸出増加もしばらく継続することなどを考え合せると、輸出は緩やかな動きを続けるとみられている。

次に輸出については以下のように分析されている。八六年度は、数量では対前年度比一四・一%増となつたが、金額的には、原油価格の大幅な下落からドルベースで三・六%減、円高の影響から円ベースでは三〇・六%減と大幅に減少している。輸入数量の増加（非貨幣用金を除いても一〇・三%増）は、製品類の増加を主因にしており、鉱工業生産が停滞する中で、急激な円高によって国産財から輸入財への需要のシフトが起つたとみられている。輸入額は円高と原油価格の低落によつて大きく減少したが、八七年度にはいつてからは、数量の増加と原油価格の反騰に伴つて確実に増加しているという。鉱物性燃料（主に原油）は、鉱工業生産の停滞や電力需要の伸び悩みを反映して減少しているが、その中でも石油製品の輸入は数量ベースで二六・二%も増加しており、輸入構造が、粗原料輸入から製品輸入へと大きく変

化していることを端的に表わしている。また食料品の輸入も数量ベースで一三・三%も増加していることも注目されてよい。地域的にみると、アジアNICsとECからの輸入が製品類を中心に大幅に増加している一方、アメリカからの輸入は微増にとどまっている。白書はアメリカ企業の対日戦略上の努力不足を示唆している。

以上にみたように、円高・ドル安の定着を中心因として、輸出の伸びは停滞する一方、輸入は確実に増大し、対外黒字は着実に縮小傾向をたどつていくとの見通しが強調されているのである。この傾向の継続性を裏付けているのが、新たな形での輸入拡大期の到来と輸出が低成長の軌道に入つたという認識である。

まず輸入において、従来の加工輸出のための原燃料輸入から製品輸入へシフトが起り、それが「不可逆的」で「持続的」な性格をもつているとされている。その理由として、①短期間でのかつてない大幅な円高という状況下で生じており、しかもその円高が当面大幅に修正されないと考えられており、従来の輸入変動×カニズムの延長線上では捉えられないこと。②相対価格変化に対する一過性の需要シフトにとどまらず、アジアNICsなどの技術的キヤツチアップという発展段階上の傾向の下で、メーカー、流通業者等が生産、調達戦略を変更し慣行が変わるなどの形で進行していること。③一度動き出すと、その効果は長い期間にわたつて続くこと。以上三点が指摘されている。

また輸出においても、アジアNICsなどの技術的キヤツチアップや海外生産への移行が円高によって助長され、企業の輸出姿勢が後退してきており、輸出の面でも構造変化は着実に進展し始めているといふ。

それではこの貿易構造の変化は、輸出主導で推移してきた日本経済の構造を具体的にどのように転換させつつあるのであろうか。白書を簡単に要約的にみていく。

まず八六年度の経済状況であるが、鉱工業生産が停滞し、実質経済成長率が二・六%に低下し、企業収益も減益となり、失業率も増大した。これは貿易構造の変化を原因にした製造業での調整を反映したものであり、非製造業はそれに反して拡大傾向をたどつてている。住宅投資、個人消費など内需が堅調だったために非製造業（建設、金融、保険、サービス、運輸、電力・ガス、不動産、卸・小売等）は、設備投資、企業収益とも良好に推移している一方、製造業は、①輸出数量の弱含み傾向、②設備投資の伸びの鈍化、③競合輸入の増大などから厳しい調整を強いられている。

雇用情勢は、円高に伴う輸出数量の弱含み傾向などを反映した鉱工業生産の停滞から、失業率が三%を超えるまでに至つてている。ここで金金融・保険、サービス、不動産、建設などの非製造業の労働力需要は堅調であるが、製造業では雇用調整が厳しく展開されており、二面性が顕著である。また常用労働者の労働力需給が悪化する一方で、非製造業での雇用の増大に伴つてパート化が進行している。

卸売物価は、原材料の構成や競合輸入品価格によつて、原油価格をはじめとした一次産品価格の低下と円高の影響が各品目毎に大きく異なり、バラツキが目立つていたが、総じて低下傾向にあつた。しかし製品価格は下げ止まりをみせはじめ、原油価格も反騰し、卸売物価は下げ止まつたとみられている。

一方消費者物価は、サービス価格等の強い下方硬直性（これは流通段階を経る毎に人件費比率の上昇を招くためとされる）のため、円高、原油価格低下の影響は上昇率の鈍化にとどまっていた。今回の円高により内外価格差が拡大し、消費者物価を割高に感じさせているのは、非貿易財で国際競争にさらされにくくサービスを含めた財が原因であ

ると指摘されている。こうした中で、輸入品の方が国産品よりも価格低下が大きくなり、輸入構造の変化を促す契機となつていているとされている。

賃金は輸出への依存如何によつてバラツキが目立ち、家計実収入は一・一%の増加にとどまつた。消費支出は緩かな増加を続け、サービス支出への傾向が高まつていると指摘されている。

住宅投資は高い伸びを示したが、賃貸住宅を中心とした建て替えの増加が主因である。金利の低下と建て替え需要の堅調さに支えられていたが、今後は土地対策の充実が重要な課題であるとされている。

経済構造の転換とその限界

白書では意識的ともいえるほど輸出依存型経済構造が「不可逆的」に転換を開始し、「黒字が縮小する基礎的条件が整つた」ことを強調している。これは円レートがいま以上に上昇しなくとも黒字は緩やかに減り続け、いま必要なのは為替相場の水準の安定であり、不均衡是正にむけた各国の政策協調、とりわけアメリカの財政赤字の縮小であることを言いたいがためであろう。たしかにこの間の急激な円高を契機に、アジアN I C S をはじめとした中進工業国の技術的キャッチアップ、競争力の強化は著しく伸展し、海外現地生産の拡大、製品の逆輸入が目ざましく進んでいることは間違いないことである。日本の黒字は円高を主因にして緩やかに縮小していく可能性はある。しかしこの黒字縮小傾向が本当に定着したのかどうかさえ大変不確実なことである。製造業のなかには、たとえば競争力の強い電機、精密機械、事務機器などでは、現在以上の円相場であつても輸出で採算がとれるよう合理化を計画・実施していこうとしているところが出てきているのである。輸入がそうは増えず、輸出がこうした動きによつて加速されたら、またしても貿易摩擦が激化し、円高が昂進し、国内的には産業・企業間格差と経済の歪みをさらに拡大することになるとともに、アメ

リカのドルインフレから高金利となり、累積債務問題の破綻から金融大不況さえ引き起こされる可能性が出てくる。それでなくとも、日本の緩やかな黒字の縮小を待つてはいられないほど、保護主義や累積債務など世界経済上の大問題は切迫しており、資金を環流するとともに輸入を大幅に増やす必要に迫られている。そのためにはこれまで以上の思い切った市場開放と内需拡大が必要とされているが、白書はどのような具体策を提示しているのであろうか。

競争力の弱い産業・企業の保護、経済的弱者の保護など、市場原理に委ねては「公正」が確保できないと考えられていた保護政策をやめること、これが市場開放であり、構造調整であり、構造改革の極要な側面であることを白書は明確に述べている。市場を開放し、規制を緩和して民間活力が発揮できる場を拡大すれば、輸入の拡大とともに、内需主導の成長が可能であるというのが白書の基本的立場である。この観点から、円高によって拡大した貿易財と非貿易財の内外価格差、生産性格差は正の必要性とその方策を流通業、農業などをとりあげ説いている。

円高に伴い、卸売物価と消費者物価の乖離が生じ、また内外価格差が拡大したため、物価高の感覚が広範に存在している。これは流通においては、外国との競争関係が弱いため生産性の上昇が停滞しているからで、消費支出の高度化、サービス化が進展している中、流通やサービス分野での生産性の向上、価格の引き下げは急務で、それが内需拡大につながるとされている。しかし、流通・サービス業での生産性の向上は人件費比率の低下が目的であり、合理化による人減らしを上回る市場の拡大がないかぎり、この分野での雇用者総数は減少することになる。そうすれば、他の産業で雇用が拡大しないかぎり、社会全体の賃金総額は増えず、よつてサービス支出も頭打ちになるという悪循環に陥る可能性がある。この点を白書は全くふれていない。

農業についても、内外価格差の縮小のため、規模の拡大と生産性向

上が提唱され、日本農業の産業としての確立の必要性が強調されている。しかし規模を拡大し生産性を拡大したからといって日本農業が自由競争に勝てる保障は何もない。とりわけ穀作についてはそうである。農産物の市場開放を進めていけば、農業における合理化（人減らし）にとどまらず、日本農業自体の解体さえ招来しかねない。農業で收入を得ていた人達の雇用先がなかつたら、ここでも全体としての収入の減少がおこり、内需拡大どころか、多少食料品価格が下落したとしても生活水準の向上さえ全く望めないのである。

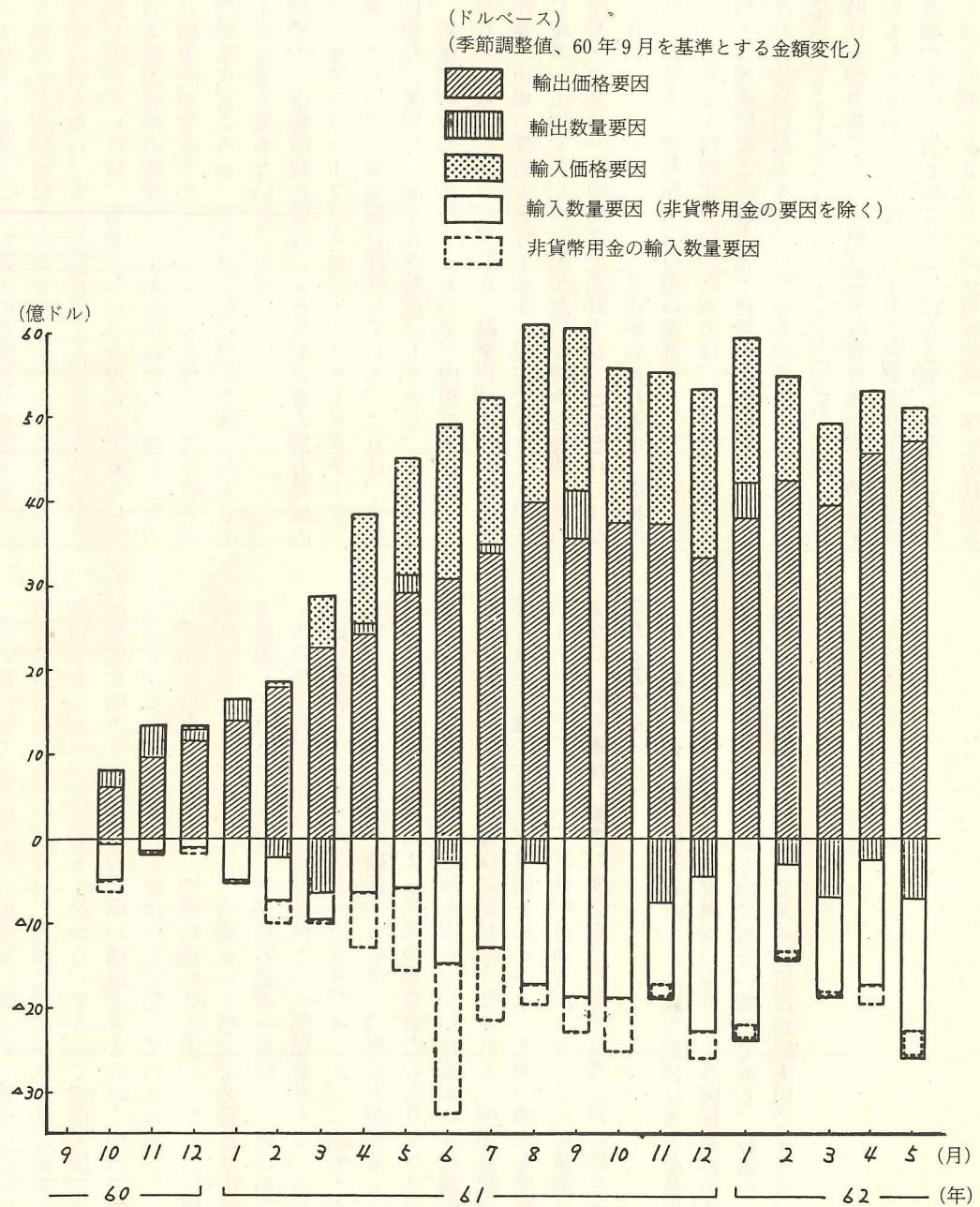
また白書は規制緩和、市場原理の拡大による民間企業の活力発揮の特徴的現象として、産業のニューフロンティア、リストラクチャリング（産業の再構築）について一章を設け詳述している。これは、企業活動の自由化、国際化、業際化、融業化を特徴にしており、それによる新市場の創造、新産業の勃興を期待するもので、内需拡大に大きく貢献すると考えられている。しかし、業際化、融業化は弱体斜陽産業の切り捨て、新産業・市場の開拓を意味するが、現在에서도明らかのように、同じ産業・市場で多くの企業が激しい競争を展開していくことになり、産業・企業の一層の淘汰が進展することを忘れてはならない。しかも、経済のソフト化、サービス化がいわれる中、情報の産業化、情報化社会が進み、情報産業が将来の産業をリードするといわれているが、ソフト化とか情報化といったものは、低成長の時代に入り、流通や事務・管理部門などの省力化・合理化推進の下で出生してきたことで、それ自体自己拡大を続けられるものではなく一定の限界があり、その部面でのリストラクチャリングも制約されるのである。さらにハイテク時代を勝ち抜くために研究開発投資を無制限に助長することが好結果をもたらすかといえば、ハイテク産業をリードしているアメリカとの激越な摩擦を引き起こすことになる側面があることは、東芝電機のココム違反問題やFSX（次期支援戦闘機）選定の状況を見るまでもなく明らかである。

その他白書では、自由化、国際化が進む中、東京への一極集中と地方の衰退をとりあげているが、金融や情報が東京圏に集中することは如何ともしがたい流れだとしながら、どうして依存関係ではない相互補完的な地方と東京圏との関係が構築できるのか、地方の豊かな発想を云々するだけで具体的方策は何も提起していない。

最後に白書は欧米並みの物質的豊かさを求めるために目標として設定されてきた効率性の他に、公正という概念が必要とされていることを強調している。これは、効率性の追求を前提に、そこから出てきている対外不均衡の是正、構造調整という問題を進めるにあたっては、国民に負担を求めるべきことを意味する。「調整」を進めていく中で、一定の成長率を確保するには、内需拡大が必要で、そのためには新しい企業家精神による民間の事業活力の盛り上がりが不可欠であり、つまるところ努力したもののがむくわれるという利潤原理＝市場原理の徹底化が公正の確保に結びつくとされる。所得再分配による平等とは全く違った公正が強調されるのは、失業の増大を地域的・産業的ミスマッチで片づけ、具体的な施策を示さないことに象徴されているように、弱肉強食の競争の強化を当然視する考え方と軌を一にするものだと言える。

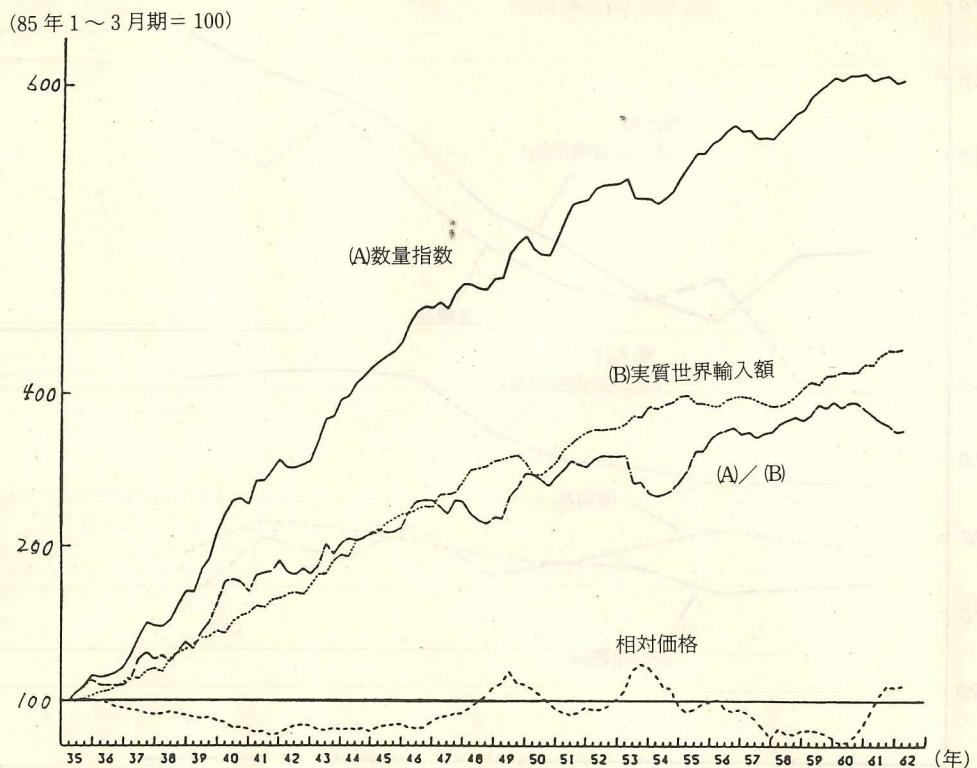
構造転換とは、先に若干みたように勤労国民に多大な負担を強いるものである。それは、企業家精神の発揮による国民生活の水準の向上＝公正といつて済ますことのできない問題である。白書のいう公正の追求では、人間らしいゆとりある生活は到底実現できそうにない。

第1図 通関収支差の要因分解

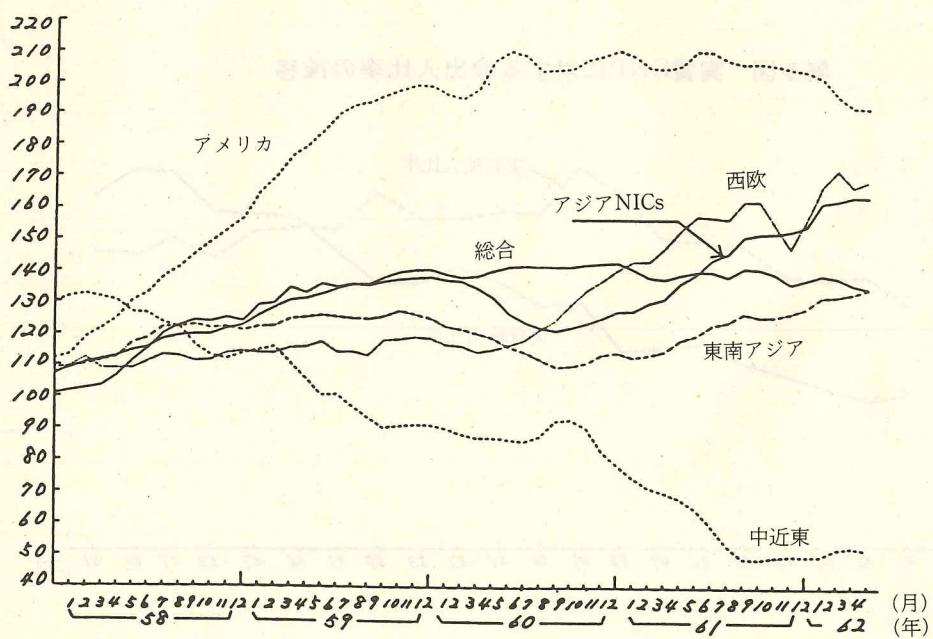


第2図 戦後の我が国輸出の変遷とその特徴

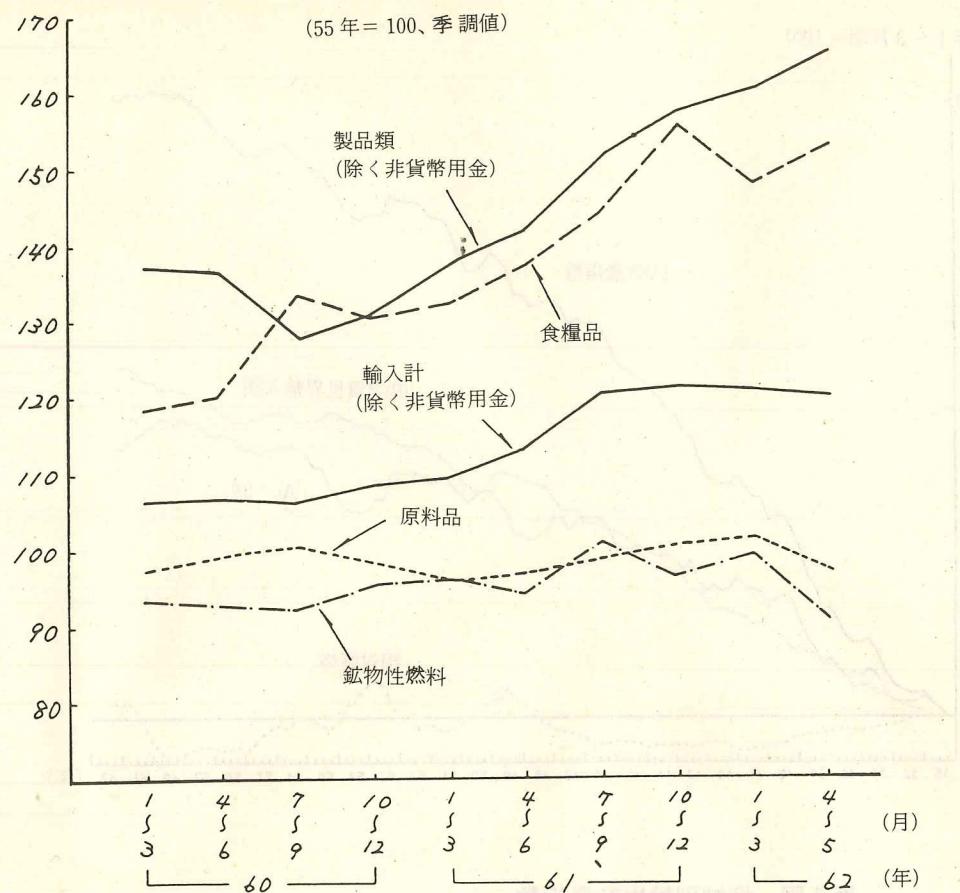
我が国の輸出数量の推移



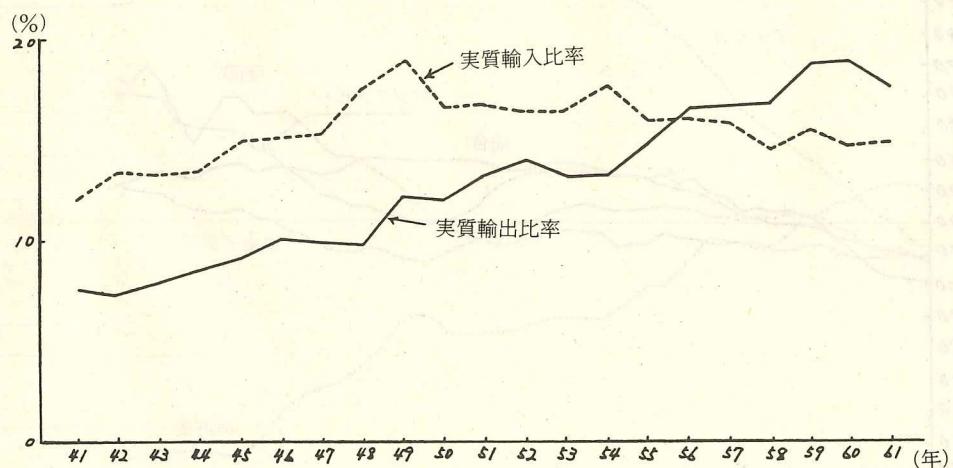
第3図 地域別輸出数量指数



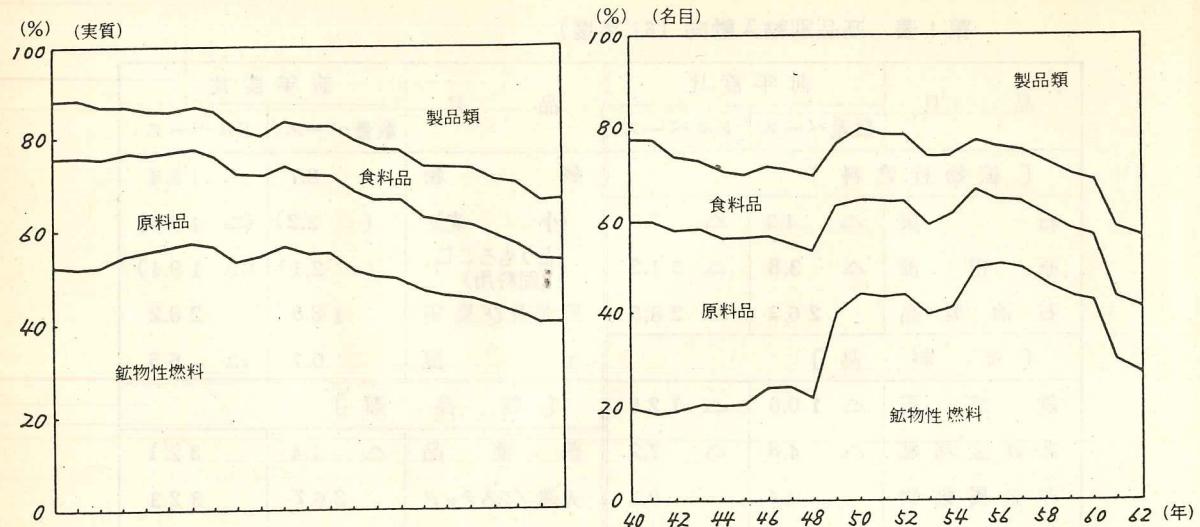
第4図 輸入数量指標の推移



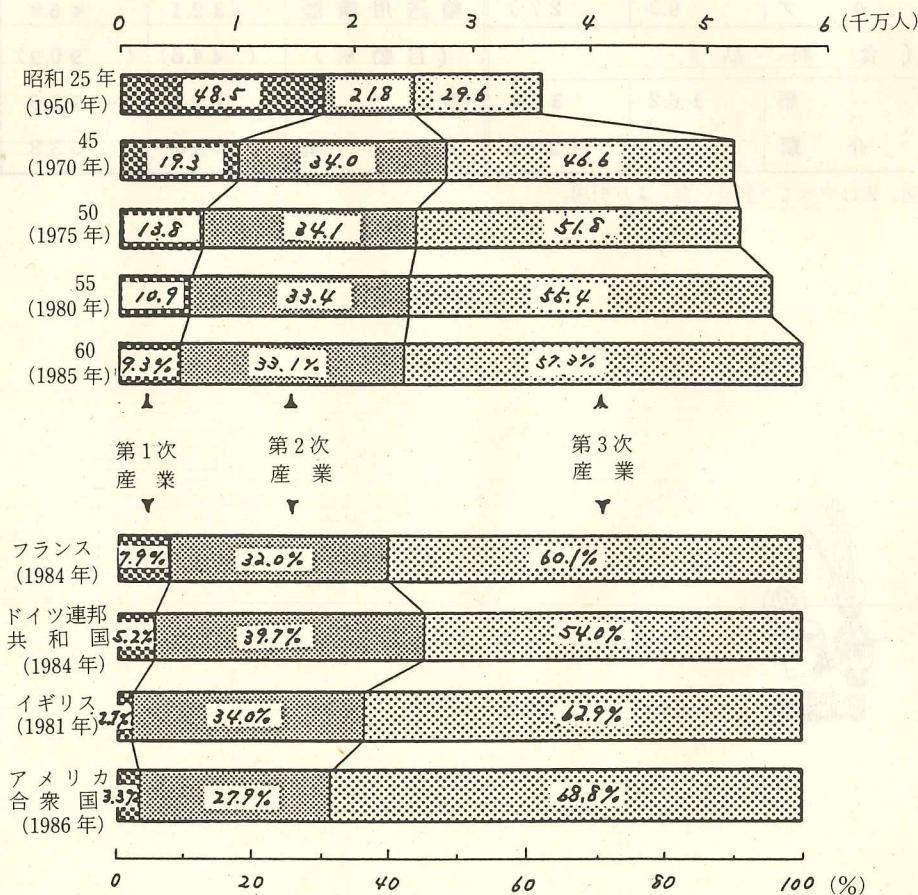
第5図 実質GNPに対する輸出入比率の推移



第6図 輸入額の商品構成変化



第7図 産業別就業者数の推移と諸外国の産業構成



第1表 商品別輸入動向（61年度）

品 目	前 年 度 比		品 目	前 年 度 比	
	数量ベース	ドルベース		数量ベース	ドルベース
〔 鉱 物 性 燃 料 〕					
石 炭	△ 4.3	△ 7.9	穀 物	2.7	△ 15.4
原 粗 油	△ 3.8	△ 5 1.2	(小 麦)	(2.2)	(△ 13.9)
石 油 製 品	2 6.3	△ 2 8.5	(とうもろこし) (飼料用)	(2.1)	(△ 19.1)
〔 原 料 品 〕					
鐵 鉱 石	△ 1 0.0	△ 1 2.9	野 菜 及 び 果 実	1 8.8	2 8.2
非 鉄 金 属 鉱	△ 4.8	△ 7.2	大 豆	0.7	△ 6.5
非 金 属 鉱 物	0.4	0.3	〔 製 品 類 〕		
羊 毛	2.5	7.5	医 藥 品	△ 1.4	3 2.1
綿 花	1 4.0	△ 1 0.8	人 造 プ ラ ス テ ッ ク	2 6.7	3 2.3
木 材	8.5	1 8.8	一 般 機 械	9.7	1 9.1
パ ル ブ	9.3	2 7.0	(事 務 用 機 器)	(1 0.1)	(1 8.3)
〔 食 料 品 〕			電 気 機 器	1 1.5	2 5.2
肉 類	1 6.2	3 2.5	輸 送 用 機 器	3 2.1	4 6.9
魚 介 類	1 4.8	3 7.5	(自 動 車)	(4 4.8)	(9 0.9)
			鐵 鋼	1 5.1	1 1.6
			衣 類	3 5.6	5 3.8

図、表はすべて『経済白書』より引用。



編集後記

★大混乱した今年の国公立大学の入試に対する批判を踏まえ、来年度は各大学学部ごとにA・Bグループにわけて入試を実施する方針と伝えられる。しかし、これで入試改革になると到底思えない。しかも八四年度からは臨教審答申に基づく「共通テスト」に移行すると言うのであるから、正に朝令暮改というほかはない。受験生不在、国民不在の入試制度いじりである。これとも深く関連して臨教審が幕を閉じた。

★「戦後政治の総決算」が声高に叫ばれ、その一環として始められた「教育臨調」は、陰湿な「いじめ」などの教育荒廃が激化した時点であつたため、それなりに父母・国民は臨教審の審議に期待を寄せた。しかし日が経つにつれ期待は急速にしばんでいった。なぜなら、臨教審の審議内容が、教育荒廃に悩む父母・国民の実感からおよそ遊離していたからである。

「自由化」だ、それ「個性重視」だ、とう原則論争にもウンザリさせられたが、それ以上に、審議が荒廃の原因の解明と解決への具体策について、さっぱり伝わってこなかつたからである。一番問題なのは、競争主義の

システムにメスをいれなかつたことであろう。とくに「落ちこぼれ」をなくし、「わかる授業」「楽しい学校」にしていくためには、新幹線教育や七・五・三教育などという、子ども理解を無視した教育内容の徹底した精選が必要である。しかし、全国の教育現場を歩くこともせず、教科書を見ていかに内容が難しくなつてゐるかも知らない臨教審のお偉方にとつて、所詮は無理というものであつたろう。

★今臨時国会で、臨教審答申実施の第一号である学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律、いわゆる「大学審議会設置法」が成立した。大学の「基本的事項」を審議し、「勧告」権を持つ機関である。しかも委員の選出基準は法律事項ではない。六〇年代に「大学管理法案」が大問題となつたが、日の目をみなかつた。その時でも、委員の選出基準は法律事項となつていた。かくも貴重な法案が短時間の審議で強引に成立してしまうとは……

政策資料編集委員会	
委員長	伊藤茂
編集委員	五十嵐広三
福間知之	松前仰
細谷治嘉	河上民雄
清水勇	糸久八重子
田中恒利	中西績介
早川勝	牧裕
矢田部理	押田三郎
高杉迪忠	志苦裕
瀬尾忠博	村沢安恒良
渡辺博	佐間田勝美
温井寛	牧志苦裕
佐藤敬治	押田三郎
会計監査	上野雄文
兼事務局長	

「政策資料」購読料のお知らせ

定価	一部	三〇〇円
送料	一部	五〇円
年間購読料	四二〇円(前納)	

ご送金は左記へお願ひいたします。

郵便振替 東京8-180821

又は

大和銀行	衆議院支店
普通	203888

(W)

日本社会党政策審議会

絶賛発売中

中期社会経済政策 —われわれならこうする—

~~~~~主な内容~~~~~

〈第一編・総論〉

完全就業と人権・福祉の二十一世紀をめざして

第一部 中期社会経済政策の目標と手段

第二部 中期社会経済政策の三つの基本手法

第三部 中期政策を具体化するための諸条件

〈第二編・重点課題〉

社会的成長をめざして——人間復権のために

第一部 福祉社会の創造

第二部 変化への挑戦

結び 自立——人間復権のために

価格 1,200円(送料1冊250円)

A5判 324頁

発行/日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第1議員会館内  
電話 東京03(581)5111番(代表) 内線3880~4番  
郵便振替口座 東京8-80821

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1987年10月1日発行

政策資料第253号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 伊藤 茂

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館

電話 東京03(581)5111 内線3880~4

**定価300円 (送料 50円)**

---